資料-2

・幹事会の報告
・規約の改定について
・減災に係る各機関の取組状況の共有
・情報提供

令和2年2月17日
天塩川上流減災対策協議会

・幹事会の報告

○幹事会の報告

天塩川上流　減災対策幹事会（第1回）（平成２８年８月４日）

○「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく天塩川上流の減災に係る取組方針（案）について

○今後の進め方について

出席者

所　属	課所名	役職名	氏　名
士別市	総務課	課長	青木　伸裕
名寄市	総務部	参事 主幹	高久　晴三 山下　昌之(随行)
和寒町	総務課		欠席
剣淵町	総務課	課長	上林　聖久
下川町	税務住民課	課長	長岡　哲郎
美深町	総務課	係長	南坂　健司（代理）
音威子府村	総務課	課長	中河内　斉
中川町	総務課	課長	佐藤　弘基
上川総合振興局	地域創生部 地域政策課		欠席
旭川建設管理部	用地管理室 維持管理課	主査	浜田　祐悟（代理）
旭川建設管理部	事業室治水課	課長	上前　孝之
北海道警察 旭川方面本部	警備課	課長補佐 災害係員	佐々木　学（代理） 齋藤　龍也（随行）
陸上自衛隊	第二師団司令部	第3部　防衛警備幹部	佐藤　俊輔（代理）
旭川地方気象台		防災管理官 水害対策気象官	浅井　義孝 増澤　宏紀（随行）
旭川開発建設部		次長（道路・河川）	巖倉　啓子
	公物管理課	課長	谷坂　昭彦
	治水課	課長	一法師　隆充
	施設整備課	課長	山上　満寿夫
	防災対策官	防災対策官	馬場　道隆（代理）
	名寄河川事務所	所長	広岡　敬二
	岩尾内ダム管理支所	支所長	斉藤　好生

天塩川上流　減災対策幹事会（第２回）（平成２９年４月２８日）

〇水防災意識社会再構築に向けた取組状況について
〇「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく北海道管理河川での取組について
〇減災対策委員会設置要領（案）について
〇北海道管理河川における現状の水害リスク情報や取組状況について
〇「概ね５年間で実施する取組」の進捗状況について
〇今後のスケジュール（案）について

出席者

所　属	課所名	役職名	氏　名
士別市	総務課	課長	青木　伸裕
名寄市	総務部	参事 主幹 主幹	高久　晴三 池島　正宏(随行) 山下　昌之(随行)
和寒町	総務課	生活安全係長	渡邊　直樹(代理)
剣淵町	総務課	課長	上林　聖久
下川町	税務住民課	上席主幹	古内　伸一(代理)
美深町	総務課	副主幹	南坂　健司(代理)
音威子府村	総務課	課長	中河内　斉
中川町	総務課	課長	齋藤　裕志
上川総合振興局	地域創生部 地域政策課		欠席
旭川建設管理部	用地管理室 維持管理課	課長 主査	寒河江　正 石田　拓
旭川建設管理部	事業室治水課	課長 主査	上前　孝之 辻　輝之
北海道警察 旭川方面本部	警備課	課長補佐 災害係員	佐々木　学(代理) 齋藤　龍也(随行)
陸上自衛隊	第二師団司令部	第3部　防衛警備幹部	佐藤　俊輔(代理)
旭川地方気象台		防災管理官 水害対策気象官	浅井　義孝 増澤　宏紀(随行)
旭川開発建設部		次長（道路・河川）	巖倉　啓子
	公物管理課	課長	佐藤　明人
	治水課	課長	一法師　隆充
	施設整備課	課長	山上　満寿夫
	防災対策官	防災対策官	浅岡　照夫
	名寄河川事務所	副所長	増田　宏幸(代理)
	岩尾内ダム管理支所	支所長	水口　守

天塩川上流　減災対策幹事会（第３回）（平成３０年２月１日）

4

〇規約の改正について
〇減災に係る各機関の取組状況の共有について
〇天塩川上流の北海道管理河川を含めた取組方針の改定について
〇今後のスケジュールについて

出席者

所　属	課所名	役職名	氏　名
士別市	総務課	課長	青木　伸裕
名寄市	総務部	参事 主幹 主幹	高久　晴三 池島　正宏(随行) 山下　昌之(随行)
和寒町	総務課	課長	松村　辰彦
剣淵町	総務課	課長	上林　聖久
下川町	税務住民課	上席主幹	古内　伸一(代理)
美深町	総務課	副主幹	南坂　健司(代理)
音威子府村	総務課	課長	中河内　斉
中川町	総務課	主査	松田　敏孝（代理）
上川総合振興局	地域創生部 地域政策課	主査	中田　孝之（代理）
旭川建設管理部	用地管理室 維持管理課	主査	石田　拓（代理）
旭川建設管理部	事業室治水課	課長 主査	上前　孝之 辻　輝之（随行）
北海道警察 旭川方面本部	警備課	災害係主任	岡本　学（代理）
士別警察署	警備課	主任	鈴木　司（代理）
名寄警察署	警備課	係長	須田　憲浩
美深警察署	警備課	主任	似内　順紀（代理）
陸上自衛隊	第二師団司令部	防衛警備幹部	和田迫　亮(代理)
旭川地方気象台		防災管理官 水害対策気象官	浅井　義孝 増澤　宏紀(随行)
旭川開発建設部		次長（道路・河川）	巖倉　啓子
	公物管理課	課長	佐藤　明人
	治水課	課長	一法師　隆充
	施設整備課	課長	山上　満寿夫
	防災対策官	防災対策官	浅岡　照夫
	名寄河川事務所	所長	黒田　保孝
	岩尾内ダム管理支所	支所長	水口　守

天塩川上流　減災対策幹事会（第４回）（平成３０年８月２７日）

〇平成３０年７月豪雨について
〇洪水ハザードマップの周知について
〇洪水ハザードマップ事例集について
〇平成３０年７月２日からの大雨による出水概要について

出席者

所　属	課所名	役職名	氏　名
士別市	総務課	主幹	阿部　弘
名寄市	総務課	参事	山下　昌之
和寒町	総務課	参事	金谷　政幸
剣淵町	総務課	課長	上林　聖久
下川町	税務住民課	課長	中岡　健一
美深町	総務課	副主幹	南坂　健司
音威子府村	総務課	課長	中河内　斉
中川町	総務課		欠席
上川総合振興局	地域政策課	主幹 主査	伊藤　洋史 中田　貴之
旭川建設管理部	維持管理課	課長 主査（治水維持）	寒河江　正 徳永　修一
北海道警察 旭川方面本部	警備課	災害係主任	岡本　学
士別警察署	警備課	警備係長	林　一光
名寄警察署	警備課		欠席
美深警察署	警備課		欠席
陸上自衛隊	第二師団司令部		欠席
旭川地方気象台		防災管理官	浅井　義孝
		水害対策気象官	梅林　浩一
旭川開発建設部		次長（道路・河川）	山田　拓也
	公物管理課	課長	佐藤　明人
	治水課	課長	横田　尚之
	施設整備課	課長	国島　英樹
	防災対策官	防災対策官	坪井　進
	名寄河川事務所	所長	一法師　隆充
	岩尾内ダム管理支所	管理係長	高橋　一弥

天塩川上流　減災対策幹事会（第５回）（平成３１年１月２８日）

〇減災に係る各機関の取組状況の共有について

出席者

所　属	課所名	役職名	氏　名
士別市	総務課	主幹	阿部　弘
名寄市	総務課	参事 主幹 主査	山下　昌之 池島　正宏 伊藤　賢一
和寒町	総務課	参事	金谷　政幸
剣淵町	総務課	課長	上林　聖久
下川町	税務住民課	事務補	阿部　清太
美深町	総務課	副主幹	南坂　健司
音威子府村	総務課	総務課長	中河内　斉
中川町	総務課	総務課長	齋藤　裕志
上川総合振興局	地域創生部 地域政策課	主幹 主査（地域防災）	伊藤　洋史 中田　貴之
旭川建設管理部	用地管理室 維持管理課	主査（河川管理） 主査（治水維持）	石田　拓 徳永　修一
北海道警察 旭川方面本部	警備課	災害係主任	岡本　学
士別署	警備課	警備係長	林　一光
名寄署	警備課	警備主任	石田　雅大
美深署	警備課	警備係長	近江　誠一
旭川地方気象台		防災管理官	浅井　義孝
旭川開発建設部		次長	山田　拓也
	公物管理課	課長	佐藤　明人
	治水課	課長補佐	森田　共胤
	施設整備課	課長	国島　英樹
	防災対策官	防災対策官	坪井　進
	名寄河川事務所	副所長	渋谷　直生
	岩尾内ダム管理支所	支所長	水口　守

天塩川上流　減災対策幹事会（第６回）（令和２年２月４日）

〇規約の改正について
〇減災に係る各機関の取組状況の共有について

出席者

所　属	課所名	役職名	氏　名
士別市	総務課	主幹	阿部　弘
名寄市	総務課	参事 主幹 主査	山下　昌之 池島　正宏 伊藤　賢一
和寒町	総務課	参事	金谷　政幸
剣淵町	総務課	課長	上林　聖久
下川町	税務住民課	課長	高橋　祐二
美深町	総務課	副主幹	南坂　健司
音威子府村	総務課総務財政室	室長	平川　直人
中川町	総務課	総務課長	齋藤　裕志
上川総合振興局	地域政策課		欠
旭川建設管理部	用地管理室 用地管理室 士別出張所 美深出張所	主幹 主査（治水維持） 次長 主査（治水） 所長	斉藤　浩二 長谷川　浩司 武井　登 太田　大介 渡部　直記
北海道警察 旭川方面本部	警備課	災害係主任	岡本　学
士別署	警備課	警備係主任	鈴木　司
名寄署	警備課	警備係長	中谷　恵悦
美深署	警備課	警備係長	近江　誠一
陸上自衛隊	第２特科連隊 第３普通科連隊	火力調整幹部 運用訓練幹部	長峯　洋介 三宿　大
旭川地方気象台		防災管理官 水害対策気象官	千田　信篤 梅林　浩一
旭川開発建設部		次長	山田　拓也
	公物管理課	課長	佐藤　明人
	治水課	課長	加納　浩生
	施設整備課	課長	前田　正
	防災対策官	防災対策官	坪井　進
	名寄河川事務所	所長	野嶽　秀夫
	岩尾内ダム管理支所	支所長	水口　守
	サンルダム管理支所	支所長	水嶋　稔

・規約の改定について

減災対策協議会の規約改定について

・平成27 年9 月の関東・東北豪雨を受け、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されていることから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を行うこととなり、平成28 年5 月に「天塩川上流減災対策委員会」を水防連絡協議会の中に設立しました。
・平成29 年6 月19 日に水防法の一部を改正する法律が施行され「大規模氾濫減災協議会の設立」が盛り込まれたことから、「天塩川上流減災対策委員会」を再編し、北海道管理河川を含めた新たな法定協議会として「天塩川上流減災対策協議会」を平成29年6 月26 日に設立しました。
・減災対策協議会の設立により、洪水に対する減災の取組や水防に関する連絡調整・取組を包括的に議論する場が新たに出来たことから、水防連絡協議会を発展的に解消し、減災対策協議会に事業を引き継ぐこととします。

減災対策協議会と水防連絡協議会の経緯

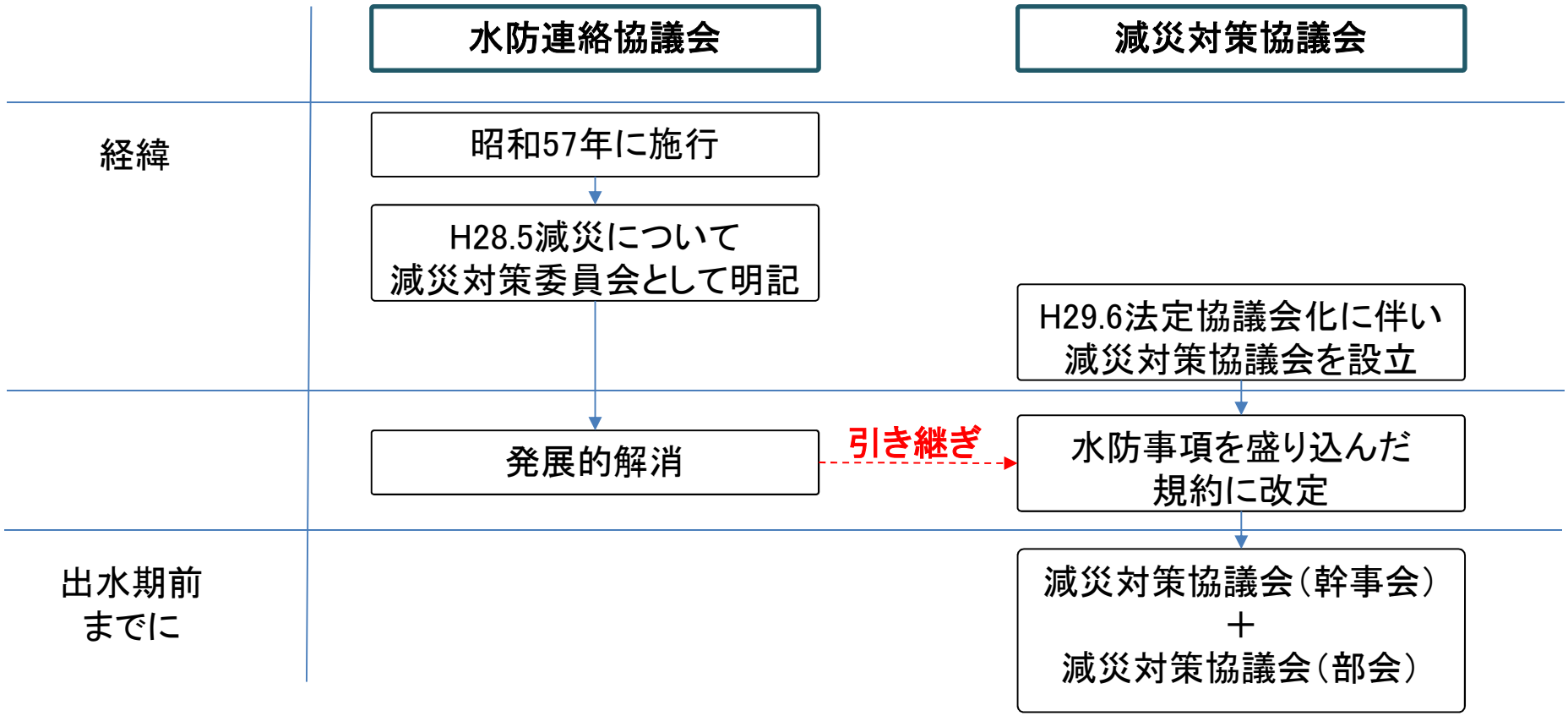

○天塩川上流水防連絡協議会の今後の開催について

天塩川上流水防連絡協議会につきましては、昭和57 年に設置しこれまで事業を行って参りましたが、平成29年6月26日に法定協議会として天塩川上流減災対策協議会が設立されたことから、天塩川上流水防連絡協議会を発展的に解消し、事業を引き継ぐことといたします。

○参考

□天塩川上流水防連絡協議会（以下、水防連絡協議会）の設立経緯
昭和57 年1 月国土交通省通達により、河川管理の強化を図るため水防連絡会（仮称）を設置し協力体制の強化に努めるものとされたことから、昭和57 年7 月から水防連絡協議会を設置し開催してまいりました。
水防連絡協議会では、毎年出水期前に旭川開発建設部が管理する一級河川の水害防止、関係機関との密接な連携及び流域住民の安全確保を図るため、重要水防箇所の周知及び河川水防情報の提供等を行っています。

□天塩川上流減災対策協議会（以下、減災対策協議会）の設立経緯
平成27 年9 月の関東・東北豪雨を受け、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されていることから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を行うこととなり、平成28 年5 月に「天塩川上流減災対策委員会」を水防連絡協議会の中に設立しました。
平成28 年8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害において、各地で甚大な被害をもたらしたことにより、平成29 年6 月19 日に水防法の一部を改正する法律が施行され「大規模氾濫減災協議会の設立」が盛り込まれたことから、「天塩川上流減災対策委員会」を再編し、北海道管理河川を含めた新たな法定協議会として「天塩川上流減災対策協議会」を平成29 年6 月26 日に設立しました。

□天塩川上流水防連絡協議会の発展的解消
減災対策協議会の設立により、洪水に対する減災の取組や水防に関する連絡調整・取組を包括的に議論する場が新たに出来たことから、水防連絡協議会を発展的に解消し、減災対策協議会に事業を引き継ぐこととします。

□令和2 年度以降のスケジュール
毎年開催している水防連絡協議会幹事会、地方部会に替えて、減災対策協議会幹事会、部会を毎年出水期前に開催することとします。

【参考】水防連絡協議会設立経緯

一九　河川管理の強化について

（昭和五十七年一月二十五日　建設省河治発第四号
各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部長あて　建設省河川局治水課長通達）

2　水防連絡会（仮称）の設置

一部の工事事務所においては、既に管内の水防管理団体と水防に関する情報交換等を積極的に行い洪水時等に迅速、かつ、的確な水防活動が実施されているが、今後、更に水防体制の強化を図るため各工事事務所を単位に水防連絡会（仮称）を設置し水防管理団体等に対し水防に必要な情報の提供を行い洪水時等における協力体制の強化に努めるものとする。

二一　河川管理の強化の運用について

（昭和五十七年一月二十五日　事務連絡
各地方建設局河川部河川管理課長、北海道開発局建設部河川管理課長あて　建設省河川局治水課建設専門官）

2　水防連絡会（仮称）の設置

(1)　水防連絡会（仮称）は、工事事務所単位でその所掌している河川の部分の存する都道府県水防担当事務所、水防管理団体、その他水防に関係する機関をもつて構成し、事務所長が会務を掌理するものとする。

(2)　水防連絡会（仮称）においては、重要水防箇所、河川改修の状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報の提供及び地元水防管理団体等からの意見聴取等とする。

(3)　水防連絡会（仮称）の会議内容は、記録保存しておくものとする。

(4)　水防管理団体等との合同の河川巡視については、本連絡会の開催日に同時に実施するように努めるものとする。

(5)　水防連絡会（仮称）は、当面直轄管理河川を対象として河川情報の提供等を行うものであるが、都道府県においても順次同様の連絡会の設置を図るよう本連絡会等を通じて指導に努めるものとする。

【参考】減災対策協議会設立経緯

平成27年9月の関東・東北豪雨を受け、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されていることから、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し答申がなされ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を行うこととなった。これを受けハード対策とソフト対策を計画的に推進するため、平成28年5月に「天塩川上流減災対策委員会」が設立された。

平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害において、各地で甚大な被害をもたらしたことなどから、平成29年6月19日には水防法等の一部を改正する法律が施行され、水防法に大規模氾濫減災協議会の設立が盛り込まれた。これを受け平成29年6月26日に「天塩川上流減災対策協議会」が設立された。

平成 28 年 1 月 18 日
国水河計第 77 号

北 海 道 開 発 局 長　殿

水管理・国土保全局長
（ 公 印 省 略 ）

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととする。

- 住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- 優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

ついては、今後、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、これらのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進されたい。

貴職におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

条文抜粋

水防法等の一部を改正する法律
（大規模氾濫減災協議会）
第１５条９
「国土交通大臣は、第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進ために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）
第１５条１０
「都道府県知事は、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進ために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

水防連絡協議会規約【現】

石狩川上流・天塩川上流　水防連絡協議会規約

（名　　称）

第１条　当会は、石狩川上流・天塩川上流水防連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　　的）

第２条　協議会は、石狩川上流水系及び天塩川上流水系において、洪水時等の際に、水防活動を的確、且つ迅速に実施できるよう、また、減災に関する取り組み　　等を通じて関係機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを　　目的とする。

（事　　業）

第３条　協議会は次の事業を行う。

（１）重要水防箇所の周知に関すること。
（２）水防情報、水防警報、洪水予警報の連絡に関すること。
（３）合同の河川巡視に関すること。
（４）水防訓練に関すること。
（５）水防資材の整備状況に関すること。
（６）指定水防管理団体の協議会、水防計画に関すること。
（７）減災に関する取り組みに関すること。
（８）その他水防・減災に関すること。

（組　　織）

第４条　協議会は、別表－１に掲げる関係機関をもって組織する。

２　この協議会に、委員会、幹事会及び部会を置く。

３　事業をおこなうにあたり、別に定める減災対策委員会及び減災対策幹事会を置くものとする。

（役　　員）

第５条　協議会に次の役員を置く。

会　長　１名　　副会長　若干名　　委　員　若干名
幹事長　１名　　幹　事　若干名　　部会長　２名

（会長及び副会長）
第６条　会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

（委員及び委員会）
第７条　委員は関係機関の長並びに担当部局長をもってあてる。
２　委員会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

（幹事長）
第８条　幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。
２　幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路担当）をもってあてる。

（幹事及び幹事会）
第９条　幹事は別表－２に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。
２　幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
３　幹事会の事業は委員会に報告し、その承認を受ける。
４　幹事長は委員会の承認を受けたのち、すみやかに地方部会に通知し、その指導にあたるものとする。

（部会長）

第 10 条　部会長は地方部会を運営し会務を処理する。

２　部会長は旭川河川事務所長、名寄河川事務所長とする。

３　部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。

減災対策協議会規約【現】

天塩川上流減災対策協議会　規約

（名称）

第１条 この会議は、「天塩川上流減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、天塩川上流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九に基づき設置するものである。

なお、減災対策協議会の対象河川は、天塩川水系における、旭川開発建設部及び旭川建設管理部が管理する河川とする。

（減災対策協議会）

第３条 減災対策協議会は、別表－４の職にある者をもって構成する。

２　減災対策協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。

３　会長は、減災対策協議会の事務を掌理する。

４　会長は、第１項によるもののほか、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表－４の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（実施事項）

第４条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

２　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。

３　取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

４　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（減災対策幹事会）

第５条 減災対策協議会に減災対策幹事会を置く。

２　減災対策幹事会は、別紙－４の職にある者をもって構成する。

３　減災対策幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。

４　幹事長は減災対策幹事会の事務を掌理する。

５　減災対策幹事会は、減災対策協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策協議会に報告する。

６　幹事長は、第２項によるもののほか、減災対策幹事会の同意を得て、必要に応じて別表－４の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（会議の公開）

第６条 減災対策協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　減災対策幹事会は原則非公開とし、減災対策幹事会の結果を減災対策協議会へ報告することにより公開と見なす。

減災対策協議会規約【新】

天塩川上流減災対策協議会　規約

（名称）

第１条 この会議は、「天塩川上流減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、天塩川上流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九~~及び第一五条の十~~に基づき設置するものである。

なお、減災対策協議会の対象河川は、天塩川水系における、旭川開発建設部及び旭川建設管理部が管理する河川とする。

（減災対策協議会）

第３条 減災対策協議会は、別表－~~４~~１の職にある者をもって構成する。

２　減災対策協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。

３　会長は、減災対策協議会の事務を掌理する。

４　会長は、第１項によるもののほか、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表－４１の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（実施事項）

第４条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　洪水の浸水想定等の水害リスク情報~~及び水防に関する情報~~を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

２　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。

３　取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

４　その他、大規模氾濫に関する減災対策~~、水防活動~~に関して必要な事項を実施する。

（減災対策幹事会~~及び部会~~）

第５条 減災対策協議会に減災対策幹事会~~及び部会~~を置く。

２　減災対策幹事会~~及び部会~~は、別紙－~~４~~２の職にある者をもって構成する。

３　~~減災対策幹事会に幹事長を置き、~~幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。~~また、部会長は名寄河川事務所長をあてる。~~

４　幹事長は減災対策幹事会~~、部会長は減災対策部会~~の事務を掌理する。

５　減災対策幹事会は、減災対策協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策協議会に報告する。~~また、必要に応じて部会に通知し、その指導に当たるものとする。~~

~~６　部会長は、事業の実施にあたり、幹事長に報告するものとする。~~

~~６~~７幹事長~~、部会長~~は、第２項によるもののほか、~~減災対策幹事~~会の同意を得て、必要に応じて別表－~~４~~２の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（会議の公開）

第６条 減災対策協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　減災対策幹事会は原則非公開とし、減災対策幹事会の結果を減災対策協議会へ報告することにより公開と見なす。

（地方部会）

第 11 条　地方部会は別表－３に掲げる関係機関の担当者をもって組織する。

２　部会長は必要に応じ、地方部会を招集し、協議会の目的達成のための事業の実施を行う。

３　部会長は、事業の実施にあたり、計画書を作成し幹事長に報告するものとする。

４　部会長は部会事務の運営の経過等について、幹事長に報告するものとする。

（事務局）

第 12 条　委員会、幹事会の事務局は、旭川開発建設部治水課に置く。

２　地方部会の事務局は、旭川河川事務所、名寄河川事務所に置く。

（雑　　則）

第 13 条　この規約に定めるもののほか必要な事項については協議会の決定による。

（付　　則）

この規約は、昭和５７年７月２１日から施行する。

この規約は、平成１４年４月１９日から施行する。（改正）

この規約は、平成２１年５月　１日から施行する。（改正）

この規約は、平成２２年４月２６日から施行する。（改正）

この規約は、平成２４年４月２５日から施行する。（改正）

この規約は、平成２６年５月　１日から施行する。（改正）

この規約は、平成２７年４月２７日から施行する。（改正）

この規約は、平成２８年４月２７日から施行する。（改正）

この規約は、平成３１年４月２４日から施行する。（改正）

別表-1

協 議 会 構 成 機 関 名

- 旭 川 開 発 建 設 部
- 旭 川 地 方 気 象 台
- 上 川 総 合 振 興 局
- 旭 川 建 設 管 理 部
- 北海道警察旭川方面本部
- 陸 上 自 衛 隊 第 二 師 団

- 旭　川　市
- 鷹　栖　町
- 東　神　楽　町
- 当　麻　町
- 比　布　町
- 愛　別　町
- 上　川　町
- 東　川　町
- 美　瑛　町
- 士　別　市
- 名　寄　市
- 和　寒　町
- 剣　淵　町
- 下　川　町
- 美　深　町
- 音　威　子　府　村
- 中　川　町

（減災対策協議会資料等の公表）

第７条 減災対策協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　減災対策協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条 減災対策協議会及び、減災対策幹事会の事務局は、旭川開発建設部治水課及び、旭川建設管理部事業室治水課に置く。

２　減災対策協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　減災対策幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、減災対策協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会で定めるものとする。

（附則）

第１０条 本規約は、平成２９年６月２６日から施行する。

本規約は、平成３０年２月２０日から施行する。（改正）

別表－４　　天塩川上流　減災対策協議会

関　係　機　関	減災対策協議会	減災対策幹事会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長（会長）	旭川開発建設部次長（幹事長） 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 名寄河川事務所長 岩尾内ダム管理支所長
旭川地方気象台	旭川地方気象台長	旭川地方気象台防災管理官
上川総合振興局	上川総合振興局長	地域創生部地域政策課主幹 旭川建設管理部用地管理室長 旭川建設管理部事業室長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長
北海道警察旭川方面本部	旭川方面本部警備課長 名寄署長 士別署長 美深署長	旭川方面本部警備課長補佐 名寄署警備係長 士別署警備係長 美深署警備係長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	司令部
天塩川上流水系 市町村	士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部　治水課 旭川建設管理部事業室　治水課	

（減災対策協議会資料等の公表）

第７条 減災対策協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　減災対策協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条 減災対策協議会及び、減災対策幹事会の事務局は、旭川開発建設部治水課及び、旭川建設管理部事業室治水課に置く。また、減災対策部会の事務局は名寄河川事務所におく。

２　減災対策協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　減災対策幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　減災対策部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、減災対策協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会で定めるものとする。

（附則）

第１０条 本規約は、平成２９年６月２６日から施行する。

本規約は、平成３０年２月２０日から施行する。（改正）

本規約は、令和２年○月○○日から施行する。（改正）

別表－~~４~~1　　天塩川上流　減災対策協議会

関　係　機　関	減災対策協議会	減災対策幹事会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長（会長）	~~旭川開発建設部次長（幹事長）~~ ~~公物管理課長~~ ~~治水課長~~ ~~施設整備課長~~ ~~防災対策官~~ ~~名寄河川事務所長~~ ~~岩尾内ダム管理支所長~~
旭川地方気象台	旭川地方気象台長	~~旭川地方気象台防災管理官~~
上川総合振興局	上川総合振興局長	~~地域創生部地域政策課主幹~~ ~~旭川建設管理部用地管理室長~~ ~~旭川建設管理部事業室長~~ ~~旭川建設管理部用地管理室維持管理課長~~ ~~旭川建設管理部事業室治水課長~~
北海道警察旭川方面本部	旭川方面本部警備課長 名寄署長 士別署長 美深署長	~~旭川方面本部警備課長補佐~~ ~~名寄署警備係長~~ ~~士別署警備係長~~ ~~美深署警備係長~~
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	~~司令部~~
天塩川上流水系 市町村	士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	~~士別市総務課長~~ ~~名寄市総務課長~~ ~~和寒町総務課長~~ ~~剣淵町総務課長~~ ~~下川町税務住民課長~~ ~~美深町総務課長~~ ~~音威子府村総務課長~~ ~~中川町総務課長~~
事務局	旭川開発建設部　治水課 旭川建設管理部事業室　治水課	

別表-2

石狩川上流・天塩川上流　水防連絡協議会役員一覧

関　係　機　関	委員会	幹　事　会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長（会長）	旭川開発建設部次長 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 旭川河川事務所長 名寄河川事務所長 大雪ダム管理支所長 忠別ダム管理支所長 岩尾内ダム管理支所長 サンルダム管理支所長
旭川地方気象台	旭川地方気象台長	旭川地方気象台防災管理官
上川総合振興局	上川総合振興局長（副会長）	上川総合振興局地域創生部地域政策課長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長
北海道警察旭川方面本部	北海道警察旭川方面本部長	北海道警察旭川方面本部警備課長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	司令部
市町村	旭川市長 鷹栖町長 東神楽町長 当麻町長 比布町長 愛別町長 上川町長 東川町長 美瑛町長 士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	旭川市防災安全部防災課長 鷹栖町総務企画課長 東神楽町総務課長 当麻町総務課長 比布町総務企画課長 愛別町総務企画課長 上川町企画総務課長 東川町企画総務課長 美瑛町建設水道課長 士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部　治水課	

別表－２　　天塩川上流　減災対策協議会（幹事会、部会）

関　係　機　関	減災対策幹事会	減災対策部会
旭川開発建設部	旭川開発建設部次長（幹事長） 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 名寄河川事務所長 岩尾内ダム管理支所長 サンルダム管理支所長	河川事務所長（部会長） 岩尾内ダム管理支所長 サンルダム管理支所長
旭川地方気象台	旭川地方気象台防災管理官	
上川総合振興局	地域創生部地域政策課主幹 旭川建設管理部用地管理室長 旭川建設管理部事業室長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長	
北海道警察旭川方面本部	旭川方面本部警備課課長補佐 名寄署警備係長 士別署警備係長 美深署警備係長	
陸上自衛隊第二師団	司令部	
天塩川上流水系 市町村	士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長	士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部　治水課 旭川建設管理部事業室　治水課	名寄河川事務所

別表－３

石狩川上流・天塩川上流　　水防連絡協議会構成図

水防連絡協議会

委員会

幹事会

地方部会

石狩川上流水系	天塩川上流水系
旭川地方部会	名寄地方部会
旭川河川事務所長（部会長）	名寄河川事務所長（部会長）
大雪ダム管理支所長	岩尾内ダム管理支所長
忠別ダム管理支所長	サンルダム管理支所長
旭川市防災安全部防災課長	士別市総務課長
鷹栖町総務企画課長	名寄市総務課長
東神楽町総務課長	和寒町総務課長
当麻町総務課長	剣淵町総務課長
比布町総務企画課長	下川町税務住民課長
愛別町総務企画課長	美深町総務課長
上川町企画総務課長	音威子府村総務課長
東川町企画総務課長	中川町総務課長
美瑛町建設水道課長	

・減災に係る各機関の取組状況の共有

天塩川上流の減災に関する取組方針　フォローアップ

大項目	中項目	小項目	取組機関	目標時期	スケジュール（上段：計画、下段：実績） H28	H29	H30	H31	R2	H31(R1)取組内容	R2以降取組内容	対象市町村数	取組着手市町村数
ハード対策の主な取組	■洪水氾濫を未然に防ぐ対策	河道掘削、堤防整備、河道内伐木	旭川開発建設部 上川総合振興局	～令和2年度 ～令和3年度						・令和2年の完了を目指し河道掘削、浸透対策・侵食対策を実施。 ・堤防整備・河道掘削を実施。	・引き続き、令和2年の完了を目指し河道掘削、浸透対策・侵食対策を実施 ・引き続き、令和3年の完了を目指し河道掘削、浸透対策・侵食対策を実施		
	■危機管理型ハード対策	堤防天端の保護、堤防法尻の補強	旭川開発建設部 上川総合振興局	～令和2年度 ～令和3年度						・当面整備に至らないが、氾濫リスクの高い区間について、優先度を考慮し天端舗装・法尻補強を実施。	・引き続き、令和2年の完了を目指し天端舗装・法尻補強を実施 ・引き続き、令和3年の完了を目指し天端舗装・法尻補強を実施		
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供システム構築	旭川開発建設部 気象台	平成28年度から実施						・気象庁防災情報Twitterアカウントを新たに開設し運用開始。(R1.10) ・危険度分布における危険度の高まりをプッシュ型でスマートフォンのアプリやメールで通知するサービスを、気象庁の協力の下で民間の協力事業者が開始。(R1.7) ・直轄河川の上流から下流まで連続的に、洪水危険度を把握・表示する「水害リスクライン」を提供。	・必要に応じて改良予定		
		②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	旭川開発建設部 上川総合振興局 天塩川上流自治体	平成28年度から実施 平成30年度から実施						・多くの画像情報を提供することで、適切な避難判断を促すことを目的に「簡易型河川監視カメラ」を設置。	・「簡易水位計情報「簡易型河川監視カメラ」の配信（拡大） ・ライブカメラの検討（名寄市）		
		③迅速な水防活動に資するための水防拠点整備や、洪水の長期化に備えた水防資機材の整備について検討	旭川開発建設部 上川総合振興局	～令和2年度 ～令和3年度						・洪水に備え水防資材の調達を実施。 ・水防拠点の整備に向けた設計、地元調整等を実施。	・引き続き検討を実施。		
		④SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティーFM等の様々な情報伝達手段の整備	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施						・住民に対し、防災情報ラジオの普及に向けたPRを広報紙、HPを用いて実施。(和寒町) ・防災ラジオの30台購入及び貸与、故障対応を行い、安定した情報発信を行う体制構築を図る。(剣淵町) ・大規模水害に備え、指定避難所におけるNTTの災害特設公衆電話の整備を進める。(美深町) ・情報伝達手段 （電光掲示機能付飲料水自動販売機、NTT災害特設公衆電話）の点検、状況確認を行う。(音威子府村)	・NTTによる災害特設公衆電話の設置を再考察し、大規模災害時の通信手段確保に備える。(士別市) ・リスクの高い重点区域に対する情報伝達を確保するため、研究・検討を進める。(名寄市) 、防災行政無線（同報系）のデジタル化更新整備を行う。（剣淵町） ・Jアラートと連携したメール・電話及びFAXでの一斉配信を実施予定。(音威子府村)	8	8
		⑤避難場所の明確化（避難誘導のための看板設置等）に関する取組を行う	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施						・まちごとまるごとハザードマップ作成に向け、調査設計等に取り組んだ。(名寄市) ・避難場所について、地域と共にワークショップを実施した。(下川町)	・避難所の見直しに伴い新たに設置する避難所看板から順次災害種別図記号を使い、わかりやすい看板の設置に取り組む。(士別市) ・想定最大規模のﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟを作成し全町民に配布予定（和寒町） ・避難誘導の看板設置は完了したので、今後は地域住民等からの設置要望等があれば対応について検討する。(剣淵町) ・住民への避難場所の周知（令和元年度中作成・配布の地域防災マップを活用）（音威子府村）	8	8

大項目	中項目	小項目	取組機関	目標時期	スケジュール（上段：計画、下段：実績）					H31(R1)取組内容	R2以降取組内容	対象市町村数	取組着手市町村数
					H28	H29	H30	H31	R2				
大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組	■情報伝達、避難計画等に関する事項	①円滑かつ迅速な避難行動のため、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上を行う	旭川開発建設部 上川総合振興局 天塩川上流自治体	平成28年度から実施						・確認、訓練、更新を実施。	・引き続き、タイムラインを用いた訓練や実際の対応等を踏まえた精度向上を実施予定。	8	8
		②わかりやすい洪水予報伝文への改良を行う	旭川開発建設部 旭川地方気象台	平成28年度実施						・警戒レベルの追記（R1.5）	・必要により改良を実施予定		
		③避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施						・災害時援護者連絡会議を立ち上げ、関係機関と協議しつつ名簿の作成から個別計画策定まで取り組む。（士別市） ・避難確保計画策定に関する講習会を実施。（名寄市） ・想定最大規模の浸水想定を、用いた避難訓練及び防災セミナーを実施。（名寄市） ・防災士の資格取得を即するとともに、地域での防災訓練の実施を呼びかけ、避難体制の充実を図っていく。（和寒町） ・・関係機関との連携により避難場所への経路・避難行動要支援者に対する支援方法など継続して情報共有しする。（音威子府村）	・ハザードマップの更新に伴い、避難確保計画の策定を図り、DoHugや避難訓練等実施への助言などを行う。（剣淵町）	8	8
		④想定最大規模の洪水を踏まえた避難方法・避難場所の見直しを実施するとともに、隣接市町村を含めた広域避難計画に関する検討を行う	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施						・ハザードマップを更新することに伴い、想定最大規模の洪水に備えた避難所の見直し作業を実施、避難所の改廃を考察する。（士別市） ・・避難が長期化した場合の対応について検討を進めた。（名寄市） ・・引き続き、災害の発生状況に応じた応援体制の見直しと検証を引き続き行う。（和寒町）	・ハザードマップの更新に伴い、想定最大規模の洪水を踏まえた避難場所の見直しを行うとともに、必要に応じ、近隣市町村と具体的な協議を実施する。（剣淵町）	8	8
		⑤SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティーFM等を活用した情報発信を実施	天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施						・各自治会及び自主防災組織担当者らに発信する「防災連絡メール」の普及に努めるなど、引き続き多重的な情報発信に努め、新たな手段や効果的な手法が無いかの検討を行う。（士別市） ・住民に対し防災情報ラジオの普及に向けたPRを広報紙、HP、を用いて実施。（和寒町） ・・必要に応じて防災ラジオを利用した災害等の注意喚起放送を実施する。（剣淵町）	・引き続き、同報系防災行政無線の整備・職員間の無線のデジタル化や、インバウンド対策について検討を進める。（名寄市） ・Jアラートと連携したメール・電話及びFAXでの一斉配信を実施予定。（音威子府村）	8	8

大項目	中項目	小項目	取組機関	目標時期	スケジュール（上段：計画、下段：実績） H28	H29	H30	H31	R2	H31(R1)取組内容	R2以降取組内容	対象市町村数	取組着手市町村数
大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組	■平時からの住民等への周知・教育・訓練 に関する事項	①想定最大規模も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の作成・公表	旭川開発建設部 上川総合振興局	平成28年度から検討・実施						完了			
		②想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	旭川開発建設部 上川総合振興局 天塩川上流自治体	平成29年度から検討・実施						・更新したハザードマップを全戸配布するとともに、住民説明会において周知を図った。（士別市） ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を避難訓練や防災セミナー、出前講座などで使用。（名寄市） ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップについて作成検討。（和寒町） ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの検討・作成を行う。（音威子府村）	・新たに市に居住する市民に対し、それぞれの地区のハザードマップを渡す。（士別市） ・想定最大規模のﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟを作成し全町民に配布予定（和寒町） ・ハザードマップの更新を行い、戸別配布及びそれに付随した避難方法等のパンフレットを配布し、町民への周知を図る。また、必要に応じて各自治会などで説明会を実施する。（剣淵町）	8	8
		③想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた、まるごとまちごとハザードマップの作成と周知	旭川開発建設部 上川総合振興局 天塩川上流自治体	平成29年度から検討・実施						・想定最大規模の浸水深に対応した標識作成の支援。（旭川開建） ・・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた、まるごとまちごとハザードマップ調査設計委託を実施。（名寄市） ・想定最大規模ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ作成ごに、まるごとまちごとハザードマップ導入の可否について検討。（和寒町） ・洪水ハザードマップとの整合性を図り、まるごとまちごとハザードマップの作成を検討。（美深町）	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた、まるごとまちごとハザードマップの看板設置等を予定。（名寄市）	8	8
		④小中学生を中心とした天塩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育の実施	旭川開発建設部 旭川地方気象台 上川総合振興局 警察、自衛隊 天塩川流自治体	平成28年度から検討・実施						・水防学習会、出前講座などの防災教育を実施。 ・シェイクアウト訓練を実施。 ・名寄市と連携し、名寄市内小学生向け防災教育副読本について作成検討実施。（旭川開建）	・継続	8	8

大項目	中項目	小項目	取組機関	目標時期	スケジュール（上段：計画、下段：実績）					H31(R1)取組内容	R2以降取組内容	対象市町村数	取組着手市町村数
					H28	H29	H30	H31	R2				
大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組	■平時からの住民等への周知・教育・訓練	⑤関係機関及び、住民等を対象とした災害図上訓練（DIG訓練）等、水防災に関する訓練・講習会の開催	旭川開発建設部 旭川地方気象台 上川総合振興局 警察、自衛隊 天塩川上流自治体	引き続き実施						・音威子府村民を対象とした水防研修会を9月26日に実施。今後も効果的な研修会となるように流域市町村と連携していく。（旭川開建） ・名寄市内において排水ポンプ車、照明車及び排水ポンプパッケージを使用した内水排除訓練を実施（実施回数　6回）。（旭川開建） ・旭川方面本部は、警察職員を対象にゴムボートを用いた水難救出救助訓練を実施。 ・美深警察署は、美深町主催の南自治会防災訓練、防災研修会に参加した。 ・美深警察署駅前交番連絡協議会にてDIG訓練を実施。 ・・岩尾内ダムと連携した朝日・上士別地区の避難訓練、警察署等と連携した中央地区の共助等による避難訓練を実施した。（士別市） ・防災セミナーにおいて、東日本大震災（南相馬市）の情報、防災対策を共有し、住民の意識高揚を図る。（名寄市） ・11/8防災訓練開催。上川総合振興局危機対策推進幹協力のもと、正常性バイアスや避難所のレイアウト、避難所の運営などについて説明。（下川町） ・避難訓練実施（南自治会）とあわせて開催（美深町） ・地域防災マップ作製に係る防災交流会の開催（音威子府村）	・引き続き実施。	8	8
		⑥住民・観光滞在者等の水防災意識啓発のための広報の充実	旭川開発建設部 旭川地方気象台 上川総合振興局 警察、自衛隊 天塩川上流自治体	引き続き実施						・ダム見学会の継続実施（岩尾内ダム15回、サンルダム18回）（旭川開建） ・地域政策懇談会等においてダムに関する広報活動を実施（岩尾内ダム4回）（旭川開建） ・・コミュニティーFMをとおして気象防災の普及啓発実施。（隔週水曜日）（気象台） ・ミニ広報誌や各種イベントにおいて啓発活動を実施した。（警察） ・HP、広報誌、イベント、SNS、ポスター等にて、注意喚起、防災意識高揚を図った。	継続	8	8

大項目	中項目	小項目	取組機関	目標時期	スケジュール（上段：計画、下段：実績） H28	H29	H30	H31	R2	H31(R1)取組内容	R2以降取組内容	対象市町村数	取組着手市町村数
洪水氾濫被害軽減のための的確な水防活動に関する取組	■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項	①毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、関係機関・水防団等が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	旭川開発建設部 上川総合振興局 警察 天塩川上流自治体	引き続き実施						・重要水防箇所等の共同点検を実施。 ・道管理区間における重要水防箇所等の点検・見直しを実施。 ・警察署ごとに災害発生予想危険箇所の把握、職員への周知徹底を図る。	・引き続き実施。	8	8
		②市町村防災担当職員を対象とする防災対応力の向上を図る取組を行う	旭川開発建設部 旭川地方気象台 上川総合振興局 警察、自衛隊 天塩川上流自治体	引き続き実施						・天塩川流域における豪雨災害対策職員研修の実施（全市町村、旭川開建、振興局、気象台が参加） ・自治体スクラム支援会議における衛星電話回線を活用した訓練の実施。（名寄市） ・北海道市町村防災強化専門研修（10月26日札幌市）に参加し、防災対応力の向上を図った。	・引き続き実施。	8	8
		③流域市町村の防災担当者、水防資機材等の情報共有を行う	旭川開発建設部 上川総合振興局 警察、自衛隊 天塩川上流自治体	引き続き実施						・水防連絡協議会において取りまとめた情報の共有を実施。 ・随時、警察署の担当者が市町村防災担当者を訪問するなどして情報共有を行い、連絡体制を保持している。（警察）	・引き続き実施。	8	8
		④広報誌やHP等により、水防協力団体の募集・指定の促進を図る	旭川開発建設部 天塩川上流自治体	平成28年度から検討・実施						・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。（旭川開建） ・ポスター、広報紙、ホームページ等で水防協力団体の募集を行う。	・引き続き実施。	8	8
		⑤広報誌やHP等により、水防団員の拡充を図る	天塩川上流自治体	引き続き実施						・ポスター、広報紙、ホームページ等で消防団員（水防団員）の募集を実施。	・引き続き実施。	8	8
	■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	①浸水想定区域内の拠点施設に対する水害リスクを把握し、機能維持に関する検討を実施	旭川開発建設部 天塩川上流自治体	平成29年度から検討・実施						・該当施設及び水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。 ・重要公共施設(役場、消防、病院、公共施設)の機能維持のため電源確保等の方策の検討を行う。	・旭川開建より提供予定のデータを踏まえ、該当施設及び水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。（士別市、名寄市、中川町） ・ハザードマップの更新を踏まえ、浸水想定区域内の検討をするとともに、役場庁舎等の業務継続計画策定を検討する。（剣淵町） ・地震・水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。（音威子府村）	8	8
都市機能や社会経済活動の早期復旧のための取組	■氾濫水の排水、施設運用等に関する取組	①排水ポンプ車等の災害対策車の出動要請方法等に関する確認	旭川開発建設部 自衛隊 天塩川上流自治体	平成28年度から実施						・天塩川流域豪雨災害対策職員研修、水防連絡協議会において説明を実施。（旭川開建）	・引き続き実施。	8	8
		②迅速な氾濫水の排水を行う為、排水ポンプ車等の操作訓練を行う	旭川開発建設部 自衛隊 天塩川上流自治体	引き続き実施						排水ポンプ車及び、排水ポンプパッケージ等災害対策用機械の操作訓練を災害協定業者に対し実施（実施回数　6回）（旭川開建） ・市所有ポンプについて、即応できるよう訓練等を実施する。（名寄市） ・農地冠水箇所に排水ポンプを設置。排水作業と同時に河川氾濫時のポンプ使用方法や注意点についての確認を行った。（剣淵町）	・引き続き実施。	8	8
		③内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所検討及び、釜場等の整備	旭川開発建設部 天塩川上流自治体	平成28年度から 検討・実施						・天塩川上流排水計画ハンドブック及び天塩川上流域・ポンプ式進入ルート図（水系全体）作成（旭川開建） ・平常時排水ポンプの配置について検討、水防資材倉庫の設置。（名寄市） ・7月～9月の台風時期に、発電機、水中ポンプ、ホースをリース会社から借り上げる。（和寒町） ・引き続き、内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所の選定を行う。（剣淵町）	・侵入ルート、作業ヤードの確認を実施予定（取付道路への出入りが可能なのか確認）（旭川開建） ・引き続き検討を実施。	8	8

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（旭川開発建設部））

洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策を実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね５年で実施する取組」に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」や「防災・減災・国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づき、堤防構造を工夫する対策（天端保護・裏法尻補強）や樹木伐採及び河道掘削等の対策を実施。

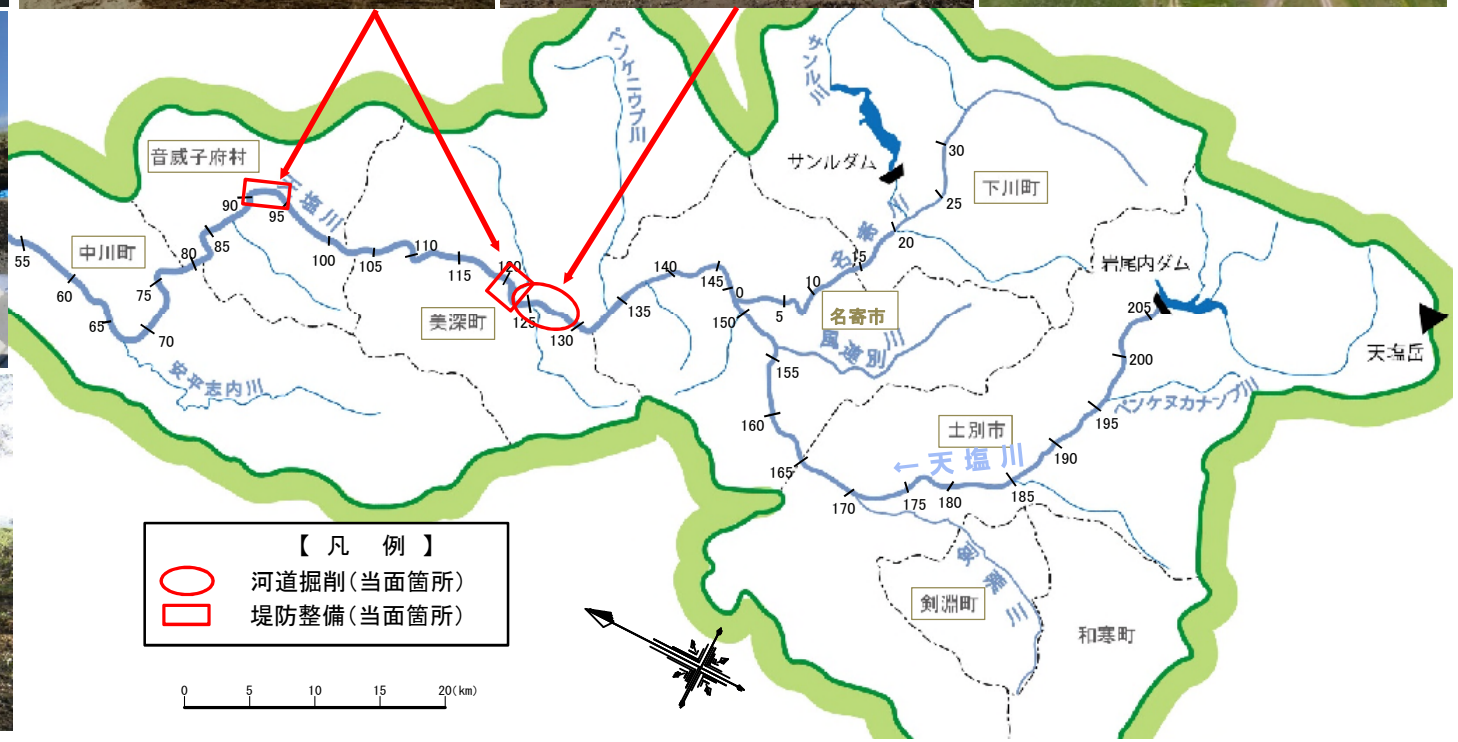

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（流域自治体等）

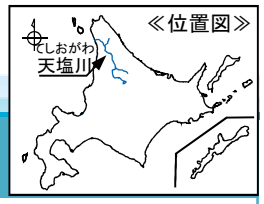

小・中学生を対象とした天塩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育を実施

■天塩川上流減災対策協議会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、防災教育を作成。

■ 名寄市と連携し、小学校4年生を対象とした自然災害に関する社会科副読本を作成。来年度以降各学校で活用し、自主防災意識の向上を図る。

■流域市町村と連携して今後も継続的に実施。

名寄市小学４年生社会科副読本について

作成趣旨：地域社会における災害及び事故から人々の安全を守る工夫について、次のことを見学したり調査したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々の工夫や努力を考えるようにする。

対象学年：小学校４年生

指導内容：地域における自然災害のリスクを学ぶほか、副読本に記載された防災関係機関の働きを児童が直接見学・調査することで、自然災害から地域を守るための社会活動について認識させる。

　これらを通し、自然災害に対する備えの必要性を学習し、防災意識の向上に繋げる。

事業期間：令和２年度から令和７年度

名寄市小学4年生向け社会科副読本「なよろ」

3 自然災害にそなえるまちづくり

①1993年 北海道南西沖地震の津波・火災被害

②2006年 佐呂間町竜巻被害

つかむ
自然災害（水害，地震など）にはそれぞれどのようなとくちょうがあり，生活にどのようなえいきょうがあるか考えてみよう。

てつしさんたちは，先生が見せ
真について，思ったことや，感じ
し合いました。
「日本全国のどの県でも，毎年
がニュースになるね。」
「地震や台風の被害はとても大
なるね。」
「火山が噴火したり，竜巻が起
と，どのようなことが起こるのだ
これらの写真に，共通している
て，話し合ってみました。

①水害で流された線路（1955年8月　名寄市中名寄）

②水害で水につかった家（1955年8月　名寄市中名寄）

調べる
地域では，なぜ，水害が起こったのでしょう。

（２）河川事務所で調べよう　てつしさんたちは，過去に起こった水害を調べました。

ことば
水害
大雨や台風などの多量の降雨によって引き起こされる災害のことです。

③船でひなんする住民（1981年8月　名寄市徳田）

名寄河川事務所の田中さんの話

1955年8月に起こった水害は，低気圧と前線の北上により発生しました。前線の影響による大雨が降り続き，名寄市内を流れている名寄川の水量が増えて堤防からあふれました。

このため，周辺の橋や線路が流されたり，多くの家が水につかったりしました。多くの住民はひなんしましたが，水害によりなくなった方もいました。

その後も名寄市はたびたび水害のひがいが続き，近年では平成26年8月5日に名寄市で観測史上最大の大雨が降ったことでまちの一部が浸水し，やく350人がひなんしました。

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（旭川開発建設部）

流域市町村の防災担当者、水防資機材等の情報共有を実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね５年で実施する取組」に基づき、洪水氾濫被害軽減のための的確な水防活動に関する取組として、天塩川上流水防連絡協議会名寄地方部会を開催し、「流域市町村の防災担当者、水防資機材等の情報共有」を実施した。

■名寄河川事務所から、平成30年度災害概要報告や災害対策用機械の要請方法、危機管理型水位計の運用、大規模豪雨に対する新たな取組、重要水防箇所及び防災訓練実施予定等の情報提供を行った。また、旭川地方気象台より平成30年度の気象及び災害概況など情報共有を行い連携を図った。

実 施 日：令和元年5月17日（金）
場　　所：名寄市駅前交流プラザ「よろーな」
（名寄市東1条南7丁目1番地10）
参加機関：流域市町村（名寄市、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町）、管内消防署、管内警察署、旭川地方気象台、旭川建設管理部、JR北海道及び旭川開発建設部
参加人数：35名
実施内容：平成30年度災害概要報告、災害対策用機械の要請方法、危機管理型水位計の運用、重要水防箇所及び防災訓練実施予定等の情報提供を実施。

大規模豪雨に対する新たな取組

実施箇所

天塩川上流水防連絡協議会名寄地方部会開催状況

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（旭川開発建設部）

毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、関係機関・水防団等が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施

■天塩川上流減災対策協議会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、流下能力が低い区間や水衝部等の水害リスクの高い箇所について、水防活動の効率化及び水防体制の強化を目的に、自治体等と共同点検を実施。

■自治体等と連携して今後も継続的に実施。

実 施 日：令和元年7月9日（火）・7月11日（木）
場　　所：天塩川流域各所
参加機関：士別市、名寄市、下川町、美深町、
音威子府村、中川町
士別消防署、名寄消防署、美深消防署、
中川消防署
士別警察署、名寄警察署、美深警察署
JR北海道旭川支社
旭川開発建設部名寄河川事務所
参加人数：27名
実施内容：共同点検

美深町（7月9日）

音威子府村（7月9日）

中川町（7月9日）

名寄市（7月11日）

下川町（7月11日）

士別市（7月11日）

【天塩川上流】豪雨災害対策職員研修（旭川開発建設部支援））

市町村防災担当職員を対象とする防災対応力の向上を図る取組

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね５年で実施する取組」に基づき、市町村防災担当者を対象に「天塩川流域圏豪雨災害対策職員研修」を実施した。

■一日目は、北海道大学今特任教授、近年大きな災害を経験した近隣自治体担当者から講話をいただいた後、北海道開発局、北海道、旭川地方気象台から基礎的な知識の研修を実施した。

■二日目は、実際にPCを活用した実務的な研修を実施した。その後、各班に分かれ事務局から付与される気象情報等から、体制、避難勧告などをハザードマップなどを活用し、グループ討議を通して確認を行った。

＜実施概要＞

実　施　日：令和元年7月4日（木）～5日（金）
主　催　者：名寄市
場　　所：グランドホテル藤花
参加機関：名寄市、士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上川北部消防事務組合、北海道地域防災マスター、旭川地方気象台、旭川建設管理部、旭川開発建設部、留萌開発建設部
参加人数：59名

日		研修項目	研修内容	講　師　等	
1日目	研修Ⅰ部	開会式	挨　拶	天塩川治水促進期成会　会長（名寄市長）代理　副市長	橋本　正道
		オリエンテーション	研修スケジュール説明	名寄市　総務部総務課参事（防災担当）	山下　昌之
		講話①	豪雨災害時の対応について	北海道大学　工学研究院環境フィールド工学専攻 地域防災学研究室　特任教授 ＮＰＯ法人　Ｅ－ＴＲｅＣ[環境技術研究センター]	今　日出人　様
		講話②	平成30年7月豪雨に伴う被災状況などについて	旭川市　土木部土木総務課　主幹	山田　一政　様
		研修1	防災気象情報に関する基礎知識	旭川地方気象台　予報官	市川　敬　様
		研修2	北海道の防災体制等について	北海道上川総合振興局地域創生部 地域政策課危機対策推進幹	石川　貴茂　様
		研修3	防災に関する基礎知識	北海道開発局　事業振興部　防災課　防災専門官	矢部　健一郎　様
		研修4	河川情報に関する基礎知識	北海道開発局　建設部　河川管理課　水災害予報専門官	入交　泰文　様
		PC演習①	PCを利用した気象情報の利用について	旭川地方気象台　水害対策気象官	梅林　浩一　様
		PC演習②	PCを利用した河川情報の利用について	旭川開発建設部　治水課　上席治水専門官	佐々木　政幸　様
2日目	研修Ⅱ部	危機管理演習	グループワーク	【総　　括】 北海道大学　工学研究院環境フィールド工学専攻 地域防災学研究室　特任教授 ＮＰＯ法人　Ｅ－ＴＲｅＣ[環境技術研究センター]	今　日出人　様
		昼食（会場にて弁当）	会場にて発表の取り纏め	【進　　行】	
		危機管理演習	グループワーク（発表、講評）	一般財団法人石狩川振興財団	酒井　良平　様
		閉会式	挨　拶	名寄市総務部長	中村　勝己

＜実施状況＞

＜アンケート結果、参加状況＞

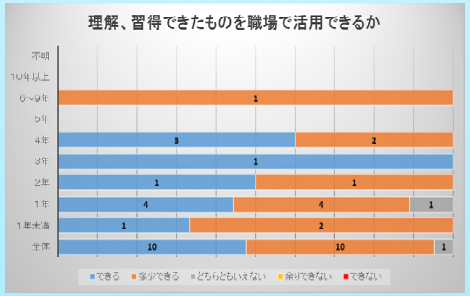

・参加した自治体職員のアンケート結果から、研修に対して良好な回答を得ている。内容等は都度議論し、研修を継続させることが重要。

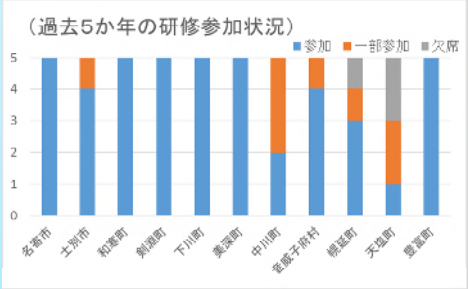

・天塩川上流の自治体の研修参加率は高水準となっており、防災意識が高い。

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（旭川地方気象台）

地方公共団体の防災担当職員を対象とする防災対応力の向上を図る取組

気象台が発表する各種防災気象情報を適切に理解し、それに基づく適切なタイミングでの防災体制の強化や避難に関する判断のポイントを学んでいただくことを目指し**気象防災ワークショップ**を開催。

■**目的**：グループワークを通して、防災気象情報の種類や意味を理解し、避難勧告等の発令に関する検討・判断や、避難すべき居住者等に適切かつ確実な避難行動を促すための情報伝達等に役立てる。

■**効果**：参加者どうしの議論を通して、防災気象情報の内容や意味に理解を深めるとともに、他の参加者が有する知識や経験を共有したり、自らの考えとの違いなどから様々な気づきを得るなど、その後の防災担当業務の改善につなげる。

実 施 日：令和元年６月２４日（月）
主 催 者：旭川地方気象台
場　　所：旭川合同庁舎１階
参加機関：上川管内１９市町村、上川総合振興局
参加人数：２２名
テ ー マ：中小河川洪水災害

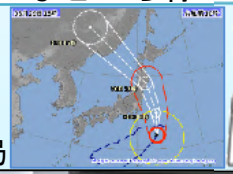

架空の町で
中小河川の
防災対応を
疑似体験

時刻	所要時間	実施内容
13:30 – 13:45	15分	開始～アイスブレイク
13:45 – 14:30	45分	災害対応グループワーク（場面1、場面2）
14:30 – 14:40	10分	休憩
14:40 – 15:35	55分	災害対応グループワーク（場面3）
15:35 – 16:25	50分	ふりかえり
16:25 – 16:30	5分	講評、まとめ

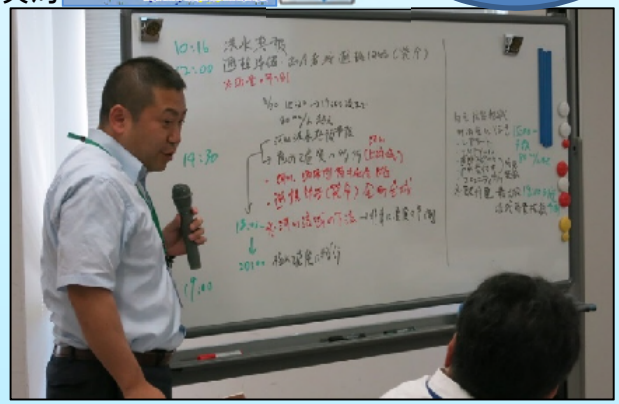

まとめ

市町村職員として、気象庁などから提供される気象情報等を適切に使い、的確なタイミングで市の体制強化や避難の判断・伝達を実施することで、住民の命を災害から守る

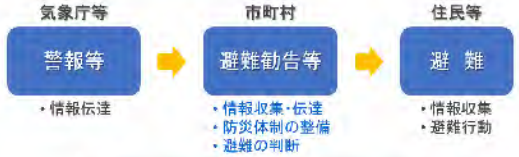

本ワークショップでの経験や気づきを
今後の業務に活かしましょう！

前提条件）A 県 B 町の概況

- 人口約 1 万人。
- 町の大半は山とそれに囲まれた盆地や谷。1,000m 級の山も点在している。東側は太平洋に面している。
- 町の中央を西から東に横切るように C 川が流れる。
- 主要な道路の多くが川沿いを通っており、多くの集落は川沿いに形成されている。
- 年間降水量は1,100mm、8月の降水量は 160mm 程度（平年値）。
- 8 月の日没時刻は 18 時頃

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（旭川地方気象台）

住民の避難行動を促し支援するため、スマートフォンを活用した情報提供

■「危険度分布」とリスク情報を重ね合わせて表示（令和元年12月24日～）

「洪水警報の危険度分布」や「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」において、自分が住んでいる場所の危険性も同時に確認できるよう、「危険度分布」とリスク情報※を重ね合わせて表示。

住民の自主的な避難の判断や、市町村のより適切な避難情報の発令につながることを期待。

※国管理河川における浸水想定区域、土砂災害警戒区域

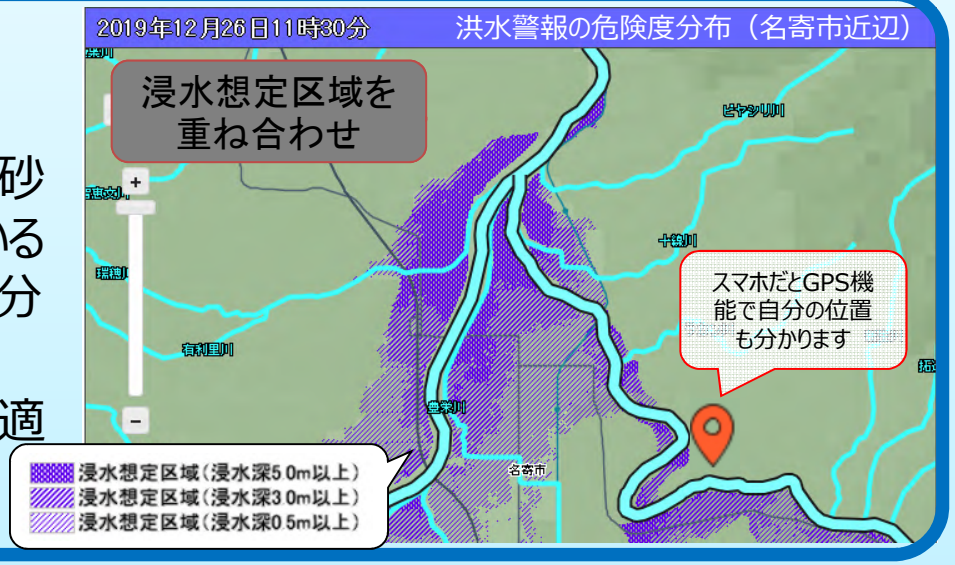

■危険度分布の通知サービス（令和元年7月10日～）

「危険度分布」における危険度の高まりをプッシュ型で通知するサービスを、気象庁の協力の下で民間の協力事業者が開始。スマートフォンのアプリやメールでお知らせ。

■防災情報専用のTwitterアカウントを開設（令和元年10月4日～）

台風の接近等による大雨等により顕著な災害の発生が想定される、あるいは既に発生している際に、気象庁が持つ危機感をより効果的に伝え防災行動に役立てていただくために、気象庁防災情報Twitterアカウントを新たに開設し運用を開始。https://twitter.com/JMA_bousai

第6回　天塩川上流　減災対策協議会

北海道の取組事例

【2020年2月4日　幹事会】

北海道 上川総合振興局 旭川建設管理部

R1年度の実施状況
1．ハード対策の主な取り組み

①堤防整備・河道掘削・河道内樹木伐採：洪水を安全に流下させ、洪水氾濫を未然に防ぐ対策
・堤防整備、河道掘削等の対策を継続して実施
・氾濫が発生した場合にも被害を軽減する対策（堤防天端の保護）についても実施

堤防整備・河道掘削等実施河川

□：堤防整備・河道掘削等実施
青字：堤防天端保護実施

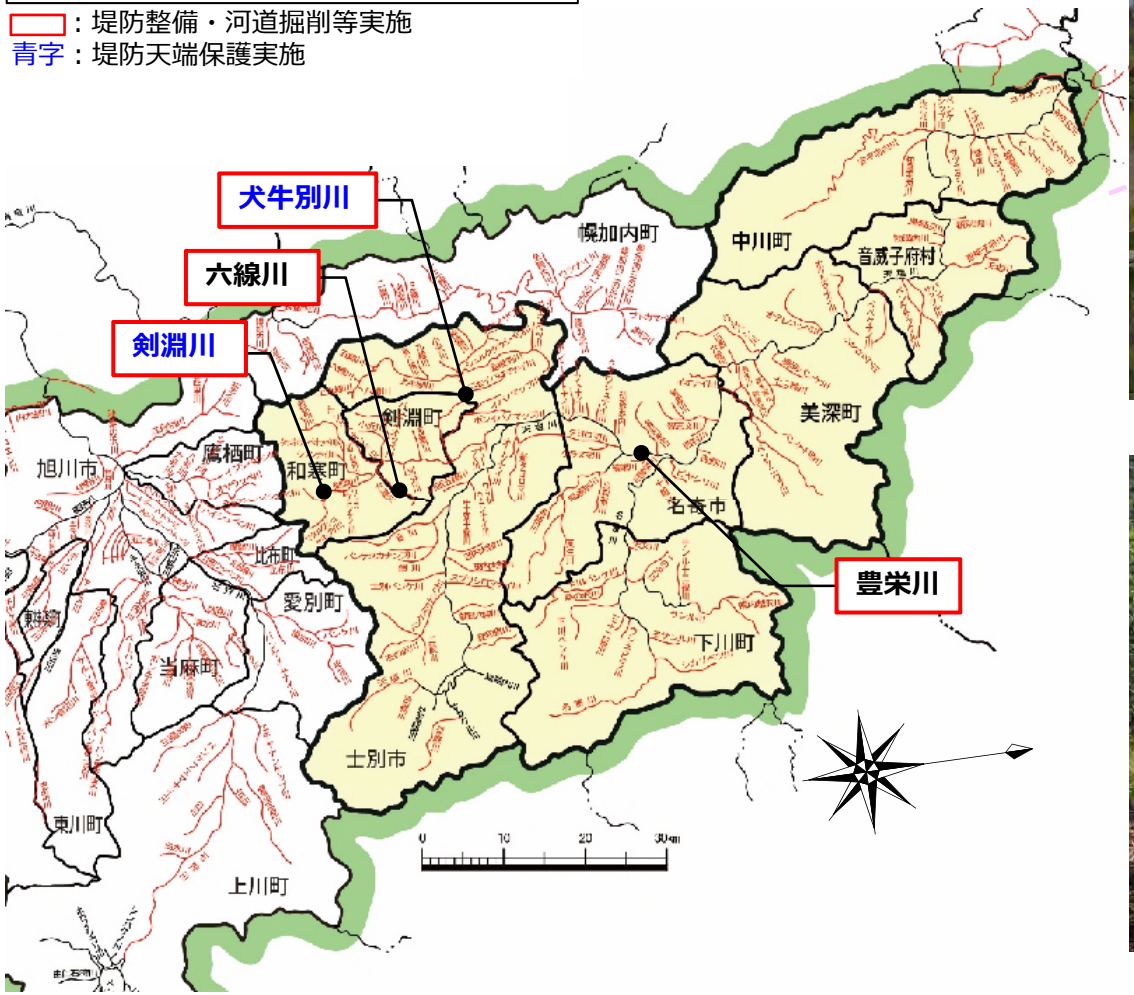

豊栄川 施工済み箇所

剣淵川 施工済み箇所

1

R1年度の実施状況
1．ハード対策の主な取り組み

②危機管理型水位計の設置：洪水時の水位情報を拡充するための対策
・引き続き水位計を増設し、水位観測網の充実を図って近隣住民の避難を支援

危機管理型水位計の設置対象河川（R2年1月時点）

河川名	設置市町村	設置状況
音威子府川	音威子府村	設置済
ペンケサックル川	音威子府村	未
音無川	剣淵町	未
パンケペオッペ川	剣淵町	未
小沢川	剣淵町	未
ペンケペオッペ川	剣淵町 和寒町	設置済
六線川	剣淵町 和寒町	設置済
マタルクシュケネブチ川	和寒町	設置済
ワッカウエンナイ川	和寒町	未
タヨロマ川	士別市	設置済
タヨロマ川	士別市	未
中士別十線川	士別市	設置済
ニセイパロマナイ川	士別市	設置済
チューブス川	士別市	未
イパノマップ川	士別市	未
ポンイパノマップ川	士別市	未
シュルクタウシベツ川	士別市	未
川西五線川	士別市	未
ペンケヌカナンプ川	士別市	未
西内大部川	士別市	未
朝日六線川	士別市	未
新タヨロマ川	士別市	未
天塩川	士別市	未
名寄川	下川町	未
サンル川	下川町	未
下川パンケ川	下川町	未
桑の沢川	下川町	未
下川ペンケ川	下川町	未
安平志内川	中川町	未
コクネップ川	中川町	未
ペンケナイ川	中川町	未
銅蘭川	中川町	未

河川名	設置市町村	設置状況
ニオ川	中川町	未
タヨロマ川	名寄市	設置済
東生川	名寄市	設置済
クラヌマ川	名寄市	未
ピヤシリ川	名寄市	未
有利里川	名寄市	未
初茶志内川	名寄市	未
智恵文川	名寄市	未
風連別川	名寄市	未
忠烈布川	名寄市	未
ペンケニウプ川	美深町	未
オテレコッペ川	美深町	未
ウルベシ川	美深町	未
雄木禽川	美深町	未
美深六線川	美深町	未
美深川	美深町	設置済
オグルマナイ川	美深町	未
ペンケ十号川	美深町	未
ペペケナイ川	美深町	未
計 51箇所		

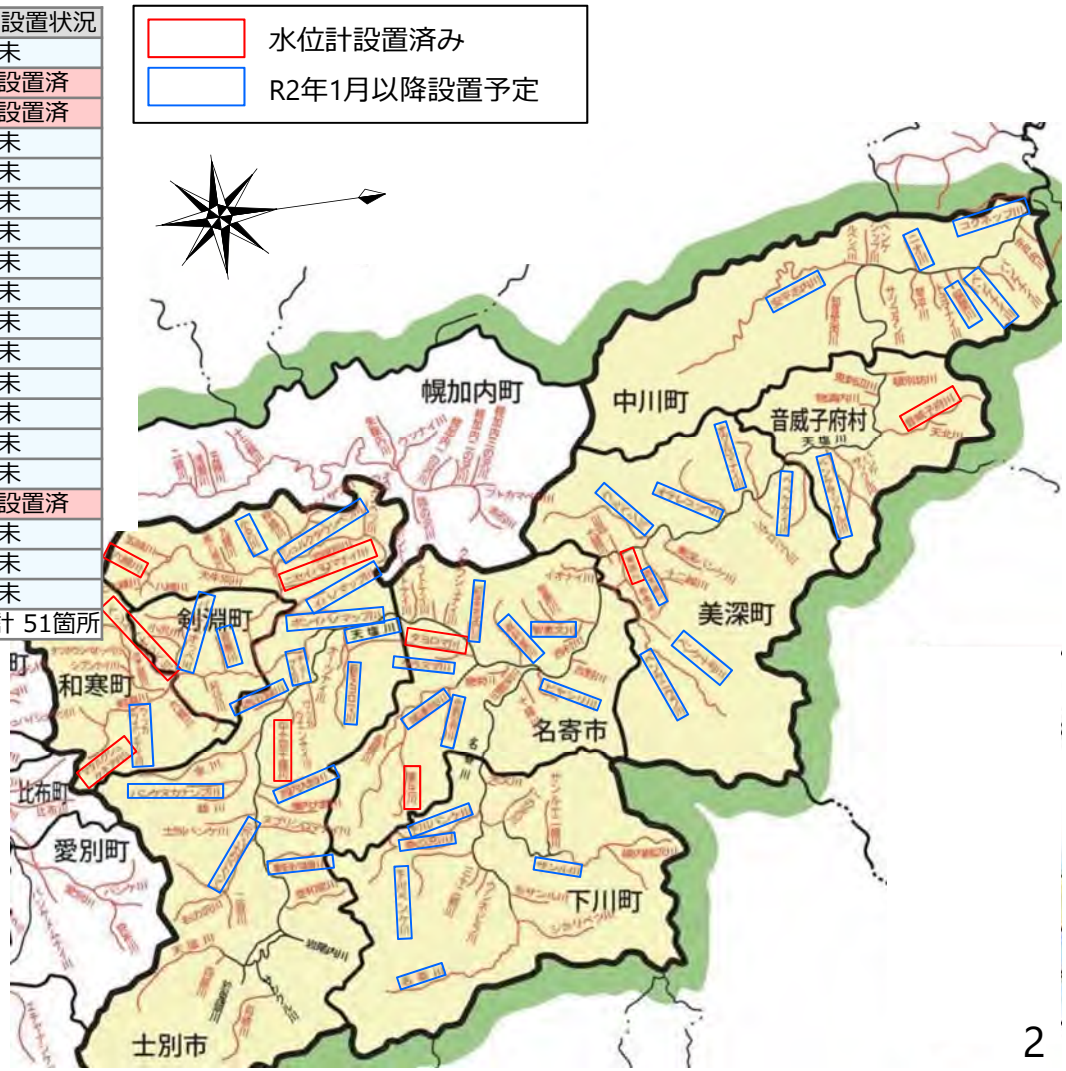

R1年度の実施状況
1．ハード対策の主な取り組み

③簡易型河川監視カメラの設置：水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を提供
・設置箇所について検討が概ね完了し、順次設置予定

簡易型河川監視カメラの設置対象河川（R2年1月時点）

河川名	設置市町村	設置状況
音威子府川	音威子府村	未
剣淵川	剣淵町	未
犬牛別川	剣淵町	未
中士別十線川	士別市	未
チューブス川	士別市	未
西内大部川	士別市	未
朝日六線川	士別市	未
新タヨロマ川	士別市	未
剣淵川	士別市	未
犬牛別川	士別市	未
温根別川	士別市	未
下川パンケ川	下川町	未
桑の沢川	下川町	未
下川ペンケ川	下川町	未
銅蘭川	中川町	未
タヨロマ川	名寄市	未
クラヌマ川	名寄市	未
有利里川	名寄市	未
初茶志内川	名寄市	未
豊栄川	名寄市	未
智恵文川	名寄市	未
風連別川	名寄市	未
忠烈布川	名寄市	未
ペンケニウプ川	美深町	未
雄木禽川	美深町	未
美深川	美深町	未
新美深川	美深町	未
ペンケ十号川	美深町	未
ワッカウエンナイ川	和寒町	未
剣淵川	和寒町	未
辺乙部川	和寒町	未
		計 31箇所

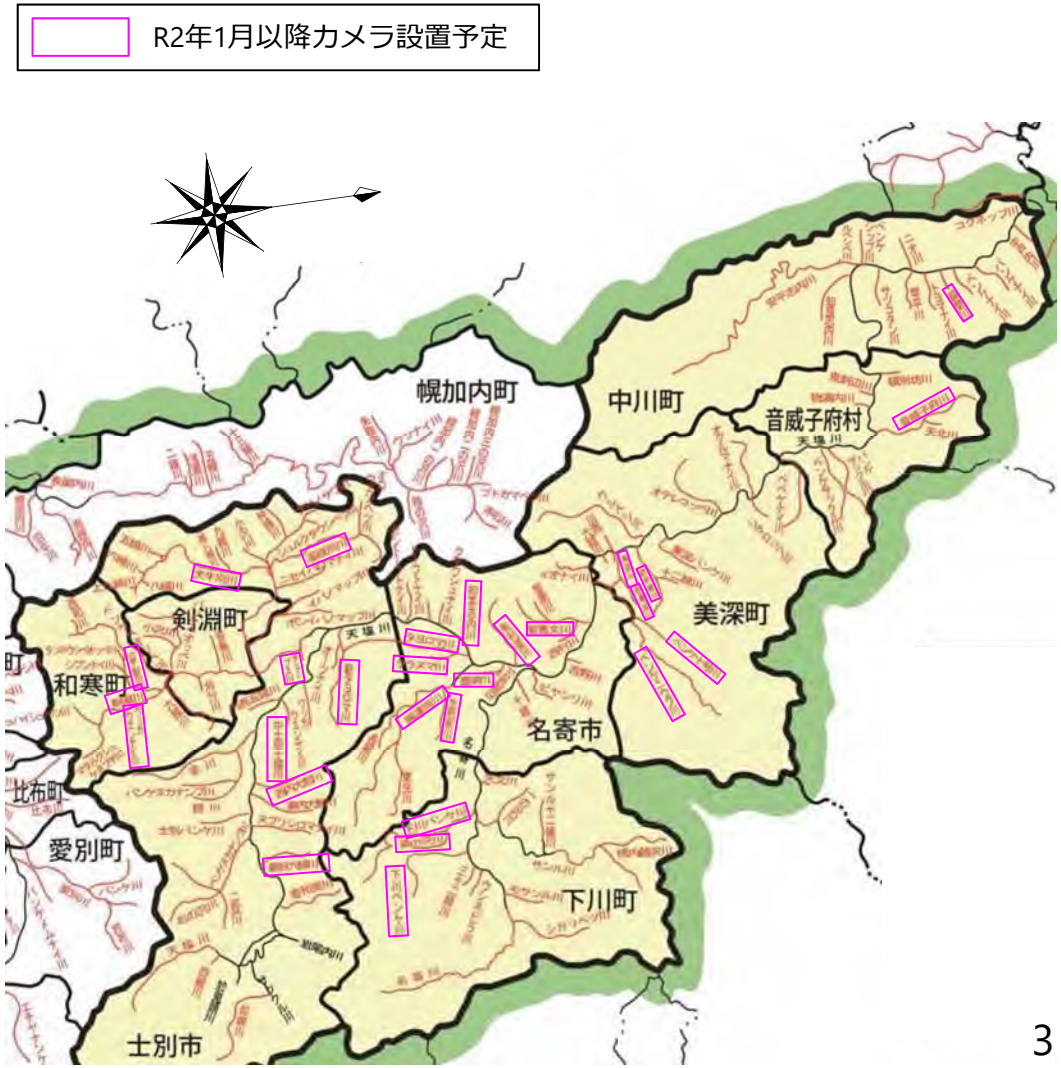

R1年度の実施状況
2．ソフト対策の主な取り組み

①洪水浸水想定区域図の作成：市町村の避難計画（ハザードマップ）作成の支援
・平成29年度当初に作成を予定した河川について、作成を完了し、公表済み
・その他の河川についても、簡易な手法により氾濫シミュレーションが完了

想定最大規模の洪水浸水想定区域図
公表河川

河川名	管轄
豊栄川	美深出張所
剣淵川	士別出張所
温根別川	
犬牛別川	
辺乙部川	

：公表済（R2年1月時点）

想定最大規模の洪水浸水想定区域図 辺乙部川（H31年3月指定）

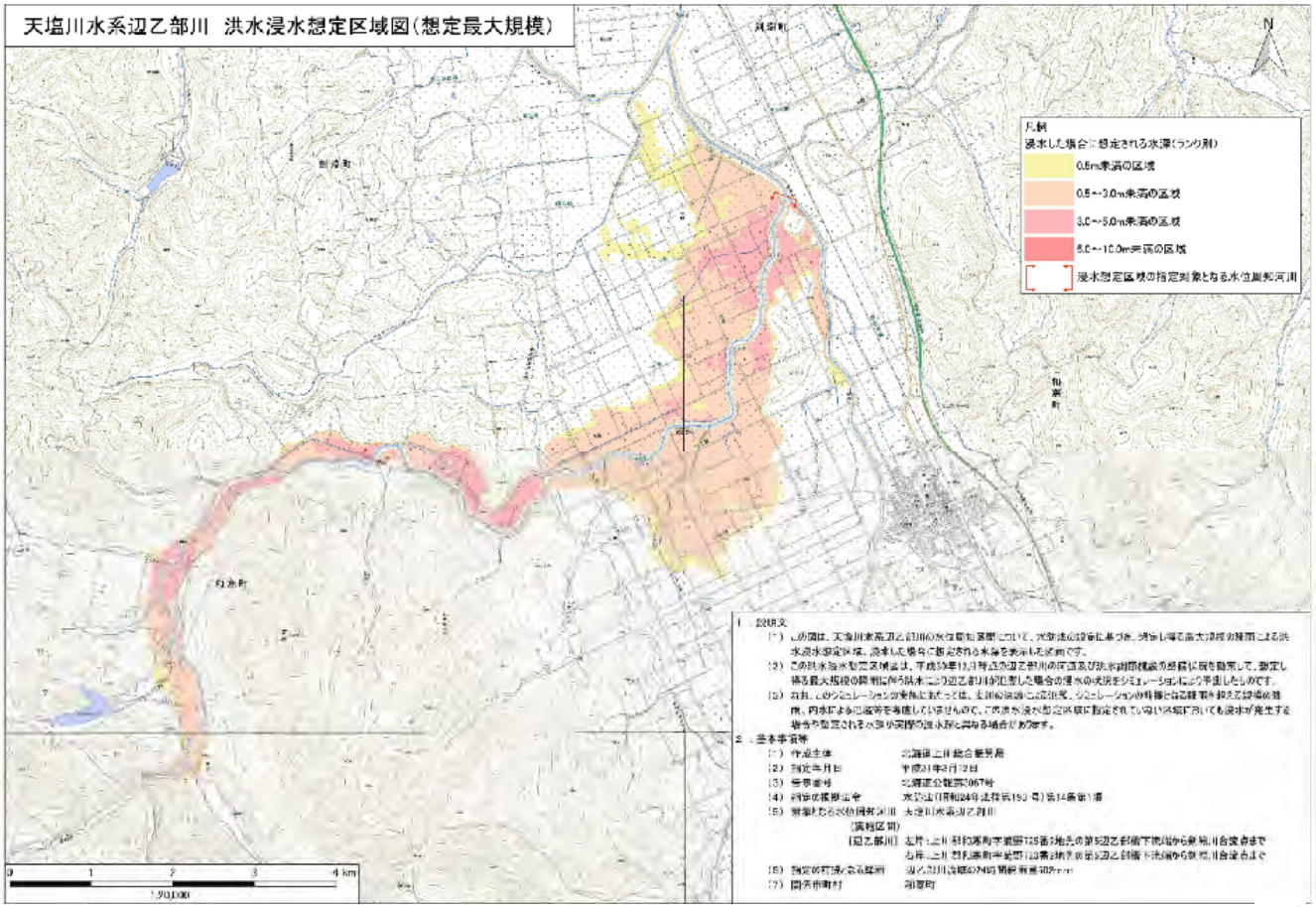

R1年度の実施状況
2．ソフト対策の主な取り組み

②避難勧告着目型タイムラインの作成：洪水時の防災行動と実施主体を時系列で整理
・平成30年度に作成したタイムラインを、防災気象情報を活用するよう改訂
・令和元年8月に市町村訪問を実施
・各市町村が策定を進めている「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水編）」に繋がる内容

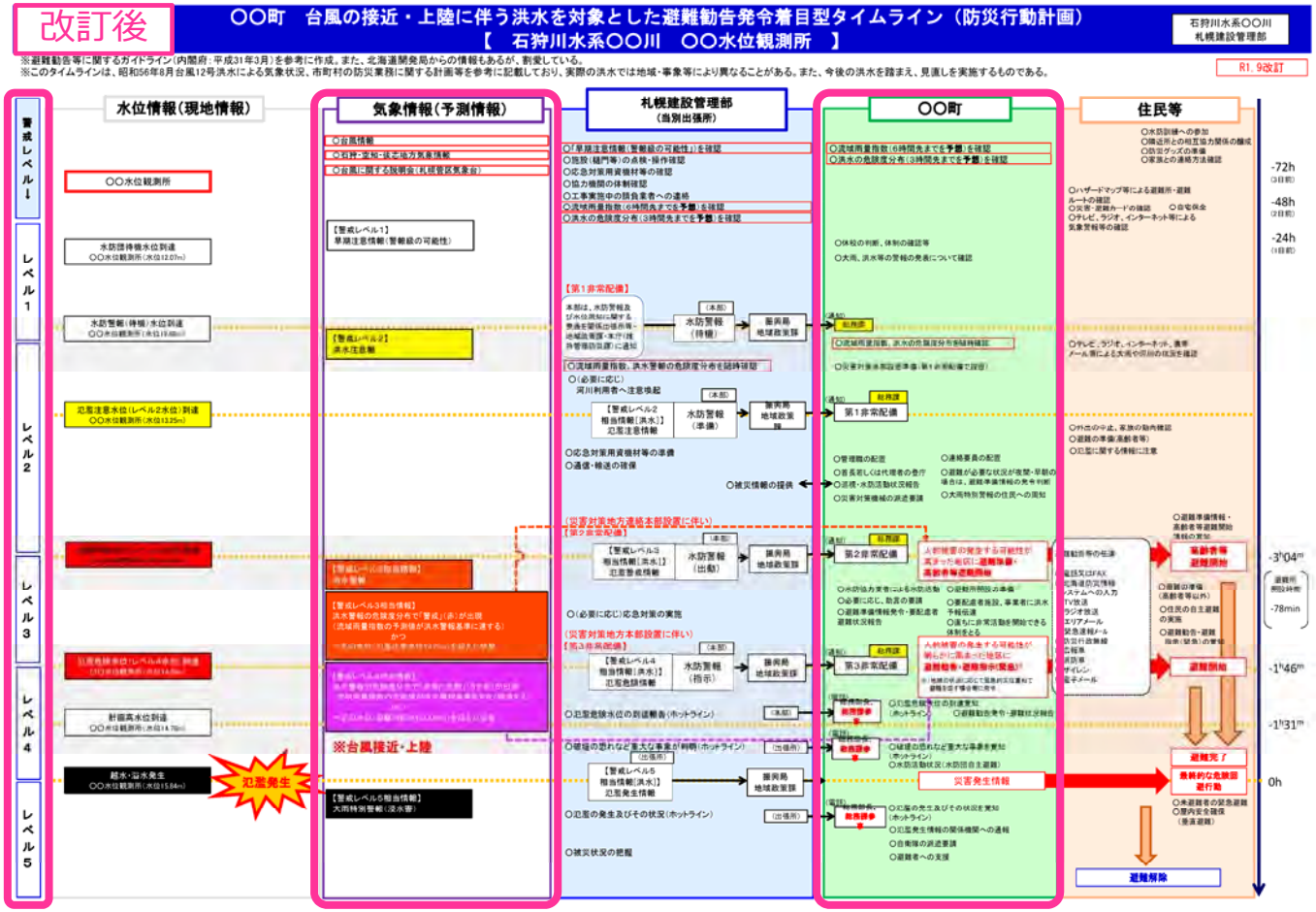

水位情報に加え
防災気象情報を活用

水位情報と気象情報の
両輪で防災行動

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（士別市）

関係機関及び、住民等を対象とした水防災に関する訓練・講習会の実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね５年で実施する取組」に基づき、大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組として、岩尾内ダムと連携した住民参加型の避難訓練を実施した。その後、岩尾内ダムの防災操作について防災講話により住民の防災意識の高揚を図った。

■訓練当日は、名寄河川事務所から市長に対し、岩尾内ダムの異常洪水時防災操作を予定する旨のホットラインが入り、災害対策本部会議において避難勧告等の発令のタイミングと地域を協議。その中で、名寄河川事務所からの助言も含め、避難勧告等を決心し、朝日・上士別地区の住民に対し避難勧告を発令した。

令和元年度　士別市総合防災訓練

今年のテーマ：「岩尾内ダムの防災操作と連携した避難行動」
実 施 日：令和元年10月29日（火）
訓練内容：朝日・上士別地区（午前10時～正午）
場　　所：あさひサンライズホール、上士別小・中学校
参加人数：朝日地区（58名）、上士別地区（55名）

総合防災訓練

全　般	本庁舎		あさひ サンライズホール	上士別 小・中学校
	本部長	災害対策本部		
0900～ ホットライン	ホット ライン			
0915 本部会議		本部会議	避難所開設	
1000 （３ｈ前）	ホット ライン		**避難勧告**	
1030			避難訓練	**避難勧告**
1100 最終確認		市内 パトロール	防災講話等	避難訓練
1130	警察・消防		**避難所閉鎖**	防災講話等
1200	ホット ライン			**避難所閉鎖**

総合防災訓練（本部会議でのリエゾン助言）

総合防災訓練（避難所受付状況）

総合防災訓練（避難所）

総合防災訓練（防災講話）実施状況

【天塩川上流】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況（名寄市）

関係機関及び、住民等を対象とした災害図上訓練（DIG訓練）等、水防災に関する訓練・講習会の実施

■天塩川水系名寄川における豪雨災害による氾濫を想定した防災訓練を、名寄市の主催により実施しました。
■浸水リスクの高い地区における避難の課題、「気づき」による地区住民の避難能力向上及び浸水想定の理解を深めることを目的に、名寄市を主体とし関係機関の情報共有、名寄市内の4町内会の住民による避難訓練を実施。また、避難訓練後に、住民自ら「避難」における問題点等の課題発表を行いました。
■「FIG-a なよろ課題を見つける避難訓練」は、想定される最大規模の降雨による浸水想定区域図に基づき実施しました。

訓 練 名：ＦＩＧ－ａなよろ「課題を見つける避難訓練」
実 施 日：令和元年7月18日（木）
場　　所：名寄市役所、上川北部地域人材開発センター
参加機関：名寄市、旭川地方気象台、名寄河川事務所、名寄警察署、陸上自衛隊名寄駐屯地、エフエムなよろ
参加人数：約100名（名寄市民約30名、関係機関約70名）
実施内容：災害対策本部訓練、住民避難訓練、水防活動（土嚢積等）展示、防災講話、住民による避難課題発表、緊急速報メール・緊急告知ラジオ・FM放送(臨時災害放送局想定)による割込み放送

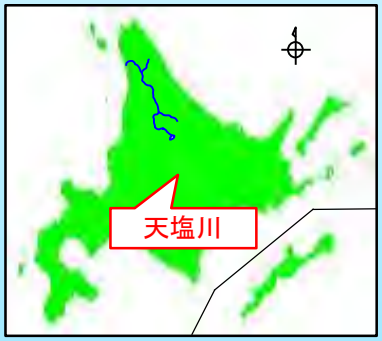

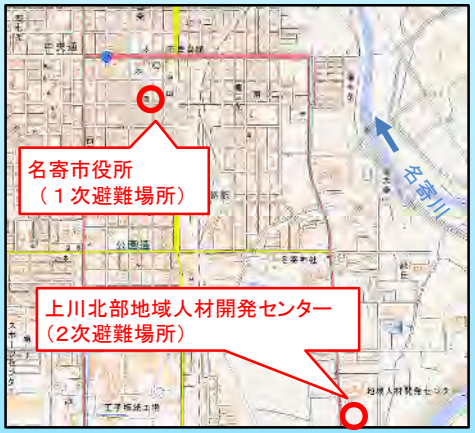

本部訓練（緊急割込み放送）

住民による避難訓練

水防活動展示

住民による避難課題発表

【天塩川上流】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況（名寄市）

小中学生を中心とした天塩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育の実施

■「防災・科学」をテーマとした「なよろ夏休み防災科学スクール2019」を名寄市の主催により実施。
■東日本大震災で被災した南相馬市の児童9名を迎え、名寄市内の児童7名とともに、名寄市防災セミナー「確実な避難のための防災セミナー」の参加及び旭川地方気象台の見学を通して、防災に対する理解及び知識を高めるための取組を実施した。
■名寄市は天塩川及び名寄川、福島県南相馬市は新田川が流れていることから水害を共通課題としたほか、防災について広い範囲の視点を持てるよう双方の児童が参加した。

取 組 名：なよろ夏休み防災科学スクール2019
実 施 日：令和元年7月30日（火）～8月1日（木）
場　　所：グランドホテル藤花（名寄市）
旭川地方気象台（旭川市）
参加機関：名寄市、旭川地方気象台、旭川開発建設部名寄河川事務所
参加人数：16名
実施内容：名寄市防災セミナー「確実な避難のための防災セミナー（防災ゲーム、図上訓練、防災講話）
気象台見学会（防災ミニ講座、気象予報機器の見学、アメダス観測装置の見学）

確実な避難のための防災セミナー

児童向け講座

防災ゲーム・図上訓練

防災ゲーム・図上訓練

旭川地方気象台の見学

旭川市科学館前で記念撮影

【天塩川上流】天塩川上流の減災に関する取組の実施状況（名寄市）

関係機関及び、住民等を対象とした災害図上訓練等、水防災に関する訓練・講習会の実施

■天塩川における豪雨災害等に対する確実な避難のための市民向け防災セミナーを名寄市の主催により実施しました。
■本セミナーには、名寄市民のほか、南相馬市の小学生が参加し、避難の為に必要な事項を学びました。
■名寄市民を対象として、想定される最大規模の浸水想定区域図の解説や豪雨災害に対する確実な避難の為のポイント等について名寄河川事務所及び旭川地方気象台から講演いただいたほか、東日本大震災で被災した福島県南相馬市の被災状況や現在の復興状況などについて、南相馬市職員から講演いただきました。また、名寄市及び南相馬市の児童を対象とした講話も実施しました。
■防災ゲーム・図上訓練として避難時における携行品等について、参加者によるグループ討議・発表を行いました。

実 施 日：令和元年8月1日（水）
場　　所：名寄市グランドホテル藤花（名寄市）
参加機関：名寄市、南相馬市、旭川地方気象台、
　　名寄河川事務所、北海道地域防災マスター
参加人数：約100人（名寄市民約80人、関係機関20人）
実施内容：防災講話（南相馬市、旭川開発建設部名寄河川事務所、
　　旭川地方気象台）
　　防災ゲーム・図上訓練（旭川地方気象台）

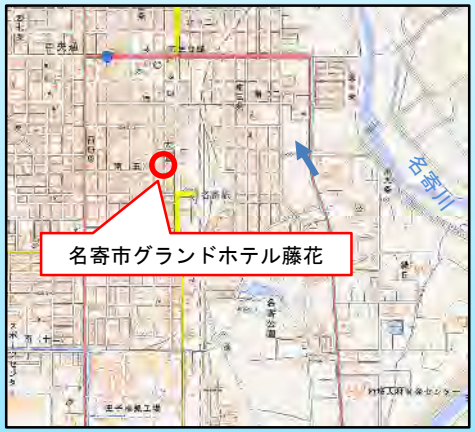

講話：南相馬市の状況と課題
（南相馬市）

講話：浸水想定区域及び速やかな非難
に向けた取り組みについて
（名寄河川事務所）

講話：確実な非難のために
（旭川地方気象台）

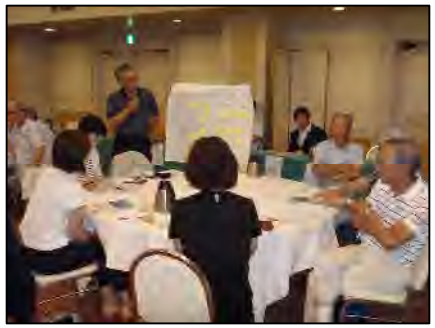

防災ゲーム・図上訓練
（旭川地方気象台）

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（剣淵町）

大規模災害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね５年で実施する取組」に基づき、剣淵小学校の児童を対象に「一日防災学校」を開催し、防災教育を実施した。

■１日のうち中休み（２時間目終了後）の時間から４時間目までを防災学習に割り当て、先生がいない中での児童主導による避難訓練を実施後、３時間目は消防職員の指導による避難行動を行う際の注意点や迅速な避難方法についての学習、４時間目はそれぞれの学年に別れ、防災カルタや新聞紙を使ってスリッパを作るなど、低学年にもわかりやすくなるよう、学年に応じた防災学習を実施した

実 施 日：令和元年９月３日（火）
主 催 者：剣淵町
場　　所：剣淵小学校
対象人数：１年生から６年生まで　１２１名
実施内容：

時間		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
中休み		避難訓練 （休み時間中の災害発生を想定した訓練。担任等先生が不在のため、児童の自主的な避難行動意識を身につけさせる）					
3時間目		地震発生に伴う火災を想定しての避難方法について学習 （消防職員指導により、煙に包まれる状況を体験し、注意点を学習する）					
4時間目	科目	生活	図工	道徳	社会	道徳	家庭科
	単元名	北海DO 防災かるた	しんぶしと なかよし	もし、一日前に もどれたら・・・	風水害から くらしを守る	命を守る 防災訓練	共に生きる 生活
実施内容		防災かるたを使用し、あそび感覚で災害や防災についての知識を得て、実生活に役立てる。	身近にあるもの材料を使い、災害時に役立つ防災グッズ（新聞紙を使用したスリッパ）を作り、被災時に役立つ知識を得る。	内閣府の「一日前プロジェクト」のエピソードを通じて、「自分が被災した時に何ができるか」を考え、自分や他人を守る意識をもつ	剣淵町で備蓄している防災物品を使用した体験学習（非常食の試食、段ボールベッドの組み立て）を実施し、災害に対する心構えを持つ	避難訓練や東日本大震災の出来事を通じて、「自分で自分の身を守る」ことを考え、安全に関して高い意識をもとともに、日ごろから高い防災意識を育てる。	災害食や災害用調理器具（ハイゼックス）についての学習及び調理実習を通じて、災害時の食事の大切さを学ぶ

全校生徒による煙の中での避難訓練

防災物品を使用した体験学習（4年生）

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（下川町）

関係機関及び、住民等を対象とした防災・減災に関する講話並びに避難所の開設と運営に関する展示と説明の実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね５年で実施する取組」に基づき、大規模災害に対し、過去の災害が示唆する教訓への理解を深めるとともに、避難所の開設・運営には町民の協力が必要なため、それらに焦点を当てた防災訓練を上川総合振興局地域創生部地域政策課に協力していただき以下のとおり実施した。

■「大規模災害時における心理状況について」と題して、緊急事態下で的確な行動をとれるか否かが生命の明暗を分けうる「正常性バイアス（偏見）」のため、過去の災害教訓からの講演会を実施した。

■昨年までの防災訓練では、避難誘導訓練等を実施してきたが、最近、避難所の開設訓練は実施してないため、基本的な避難所開設を行い、開設・運営等に関する注意事項等を確認した。

実 施 日：令和元年11月8日（金）
主 催 者：下川町
共　　催：下川町公区長連絡協議会
場　　所：下川町バスターミナル合同センター
参加機関：下川町民、下川町職員
　　下川町議会委員、名寄警察署
参加人数：76名
実施内容：大規模災害における心理状況について
　　基本的な避難所開設及び運営について

基本的な避難所開設

講師：危機対策推進幹　石川氏

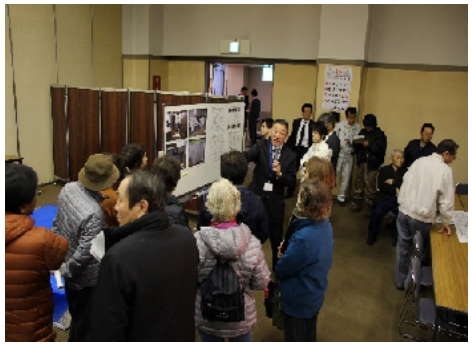

講師による注意事項等の説明

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（美深町）

地域住民等を対象とした水防災に関する訓練を実施

■災害対策基本法に基づき美深町地域防災計画で定める災害対応のため、次のことを目的として、大雨・洪水の特別警報の発令を想定した避難訓練をする。
（1）　迅速かつ効率的な避難誘導
（2）　災害発生初期段階における情報伝達
（3）　地域住民の「防災意識」及び「自助」意識の向上

日　　時：令和元年１１月２５日（月）
場　　所：美深中学校体育館（避難所）
参加機関：南自治会　（３１名）
　　美深警察　（　５名）
　　美深町　　（　４名）
　　美深消防　（　３名）
　　美深消防団（　４名）
訓練内容：避難訓練
　　研修会　『災害に役立つ知恵』
　　講師　上川総合振興局
　　危機対策推進幹 石川 貴茂 様

研修会

研修会

避難受入

避難受入

間仕切りの紹介

【天塩川上流】減災に関する取組の実施状況（音威子府村）

関係機関・地域住民等を対象とした水防災に関する訓練を実施

■天塩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、天塩川上流水防研修会を音威子府村公民館において実施。
■「降雨体験装置」、「地下浸水体験装置」等を用いた体験学習のほか、避難シミュレーションや図上訓練等の研修会を実施。自主防災意識の向上を図った。
■流域市町村と連携して今後も継続的に実施。

実 施 日：令和元年9月18日（水）
場　　所：音威子府村公民館
参加機関：音威子府村、上川北部消防事務組合音威子府消防支署、北海道警察旭川方面本部美深警察署、旭川地方気象台、旭川開発建設部名寄河川事務所
参加人数：約20名
実施内容：（座学）
「災害図上訓練」「パネル展」「防災講話」
（体験学習）
「降雨体験」「地下浸水体験」「3D土砂災害体験」
「避難シミュレーション」等

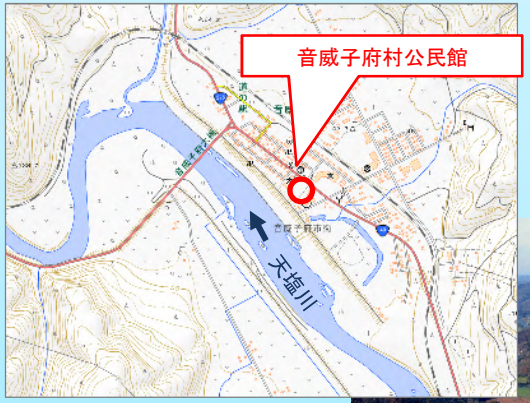

音威子府村市街部

降雨体験

避難シミュレーション

美深警察署による講話

災害図上訓練

■参加者の感想：
・災害について考える機会が全くないので、ワークショップは考えるための良い経験となりました。
・常に家族で話し合い、避難方法・持ち物の準備を日頃より用意しておくようにしたい。